
江別市を取り巻く現状

平成24年1月

江別市

目次

| | | |
|------------|---------------------------|-----------|
| I | 社会情勢 | 1 |
| 1 | 人口動向..... | 1 |
| 2 | グローバル化経済の進展と産業・雇用の動向..... | 2 |
| 3 | 社会のつながりの変化..... | 3 |
| 4 | 地域主権による自治体経営の重要性..... | 4 |
| 5 | 環境問題の深刻化..... | 5 |
| 6 | 高度情報化社会の本格化..... | 6 |
| 7 | 市民との協働・新しい公共..... | 7 |
| 8 | 安全・安心への意識の高まり..... | 8 |
| II | 国・道等の各種計画の動向 | 9 |
| 1 | 国土形成計画..... | 9 |
| 2 | 北海道総合開発計画..... | 10 |
| 3 | 道の総合計画..... | 11 |
| III | データでみる江別市の現況 | 14 |
| 1 | 人口..... | 14 |
| 2 | 産業..... | 18 |
| 3 | 財政..... | 20 |
| 4 | 江別市の職員..... | 27 |
| 5 | 江別市の1日の動き..... | 28 |
| 6 | 江別市民の暮らし..... | 29 |

I 社会情勢

1 人口動向

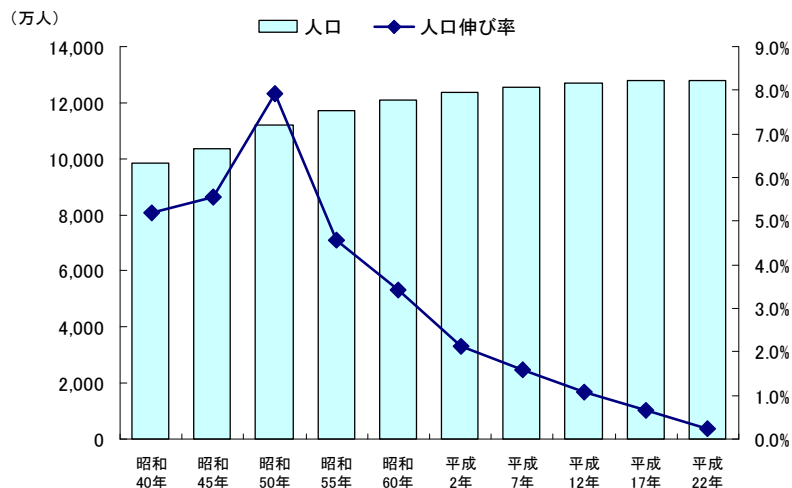
日本の総人口は、平成 22 年国勢調査によると、1 億 2805 万 7352 人で、平成 17 年から横ばいで推移（年平均 0.05%増，平成 17 年から 0.2%増）しています。しかし、**38 都道府県で人口が減少しており、都市への集中が進んだ結果、地方は、すでに人口減少社会に突入しています。特に北海道は 12 万 1 千人と最も減少した都道府県となっています。**

また、出生数（子どもの生まれる数）の減少、出生率（合計特殊出生率）も 1.3(人)台で推移、65 歳以上の人口が 23.0%とほぼ 4 人に 1 人が高齢者となっており、**日本全体としての少子高齢化社会が進展し、人口減少社会の到来が目の前に迫っています。**

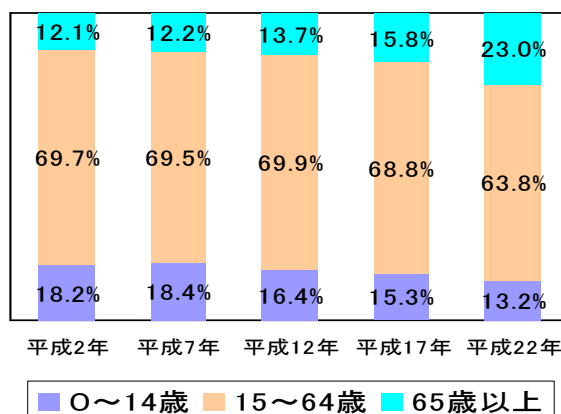
さらに、団塊の世代の退職に伴い、15 歳から 64 歳の生産年齢人口の減少が見込まれ、就業構造や産業構造の変化をはじめ、年金や医療などの社会保障制度、子育ての在り方、地域社会の維持など、社会全般にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されています。最近では、**年金等の福祉政策等において、少子高齢化が進むことで、現在の高齢層には受益が多く、若年層は受益が少なくなるのではないかと不安等から、「世代間格差」という言葉がメディアに登場するようになってきました。**

今後は、このような人口動向の現状と日本の将来設計の双方を考慮した雇用や子育て政策、社会保障制度等が求められます。

日本の人口推移と伸び率（国勢調査）



日本の年齢 3 区分構成（国勢調査）



2 グローバル化経済の進展と産業・雇用の動向

日本の経済は、バブル経済崩壊後、平成14年から平成21年までの「いざなぎ景気」ともいわれる戦後最長とされる緩やかな景気拡大が続いてきました。その成長の背景については、人口増加が著しいアジアや南米等の新興国での売上高向上とそれに伴う内需拡大がありました。

しかし、平成20年秋以降、米国に端を発したリーマンショックと呼ばれる金融不安の拡大が引き金となり、全世界で需要が急激に減少し、これまで経験したことの無い世界同時不況に直面しました。また平成23年には、東日本大震災やタイの洪水等により、世界各国での生産が停滞する事態に陥りました。

これは、現在の経済・産業動向が、情報・交通などの地球規模のネットワーク化や新興国市場への先進国企業の進出等により、自国だけでなく、**国境を越え（世界全体で）、生産活動や企業活動を行うグローバル化の状態が進展しているといえます。**これにより、**自国以外の問題等でも経済・産業に大きな影響を受けやすい構造となっています。**

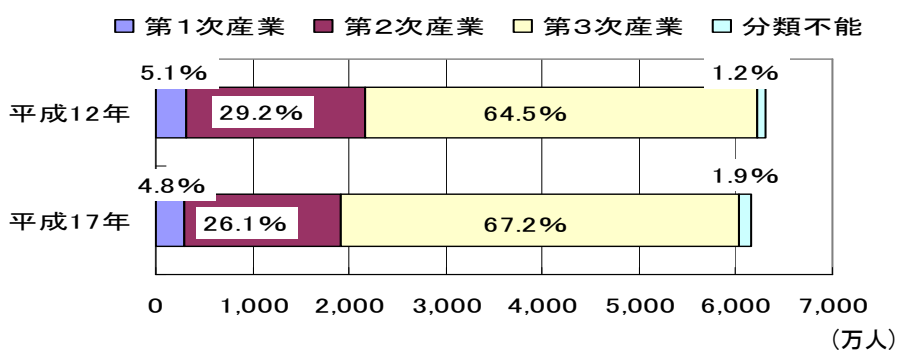
このような環境において日本の企業の動きとしては、円高による製造業等の海外進出の進展、国内の人口減少に伴う内需縮小を視野にいたした小売業等の海外進出等により、大手企業の売上げに占める日本以外の海外割合（海外売上高比率）は年々高くなっており、今後もその傾向が続くと思われます。日本の大手企業は、生き残りや成長をかけて、本格的に世界で競争する時代に入っており、これら大手企業の海外進出によって、中小企業の海外進出、現地からの仕入れへの切替による国内取引縮小等の影響が顕在化しています。

日本の全従業者数は、平成17年は6,151万人で、平成12年と比較すると、5年間で153万人減少となっています。また、単に従業者数だけでなく、**雇用形態としての派遣社員等の非正規雇用の比率の増加も近年の特徴となっています。**

産業別従業者割合では、後継者不足が叫ばれる第1次産業(農林水産業)、海外進出の影響を受けやすい第2次産業(製造業等)が減少し、第3次産業(小売・サービス業)が増加しています(出典：国勢調査)。

グローバル化、海外進出、情報技術の活用による効率経営等により、国内の従業者数は減少が見られる中、高卒、大卒等の新卒者や再就職を希望する人の就職は厳しい状況が続いています。

産業別従業者割合（国勢調査）



3 社会のつながりの変化

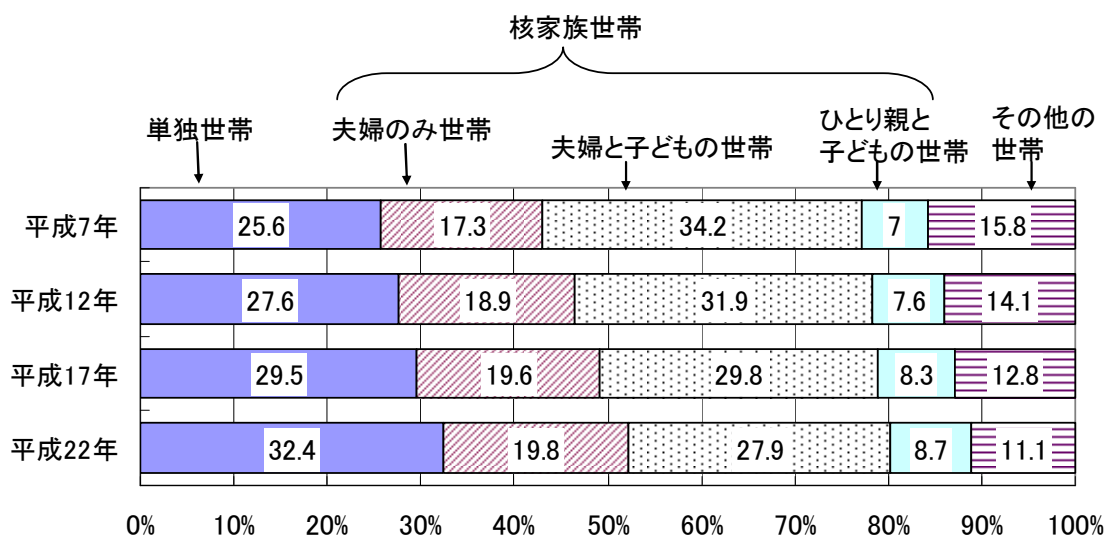
情報通信の技術革新や生活様式の多様化により、生活を取り巻く環境が変化し、対人関係（コミュニケーション）や社会とのつながりに変化が見られ、それらは、個人の生活やまちづくりにも影響をあたえています。

日本全体の一般世帯構成では、単身世帯が32.4%で最も多く、3世帯に1世帯が、ひとり住まい（単独世帯）となっています。「単独世帯」の割合が最も高いのは、男性20～24歳、女性は80～84歳となっています。

これらは、未婚化、少子化、都市への人口集中等が影響していると思われ、このことにより、**家族等の「血縁」のつながりの希薄化が進み**、高齢者福祉や介護のあり方を変えつつあり、孤独死などにもつながっています。

また、生活様式や価値観の多様化は、「地縁」とよばれる**近所づきあいの減少**となって表れ、防犯、防災、子育て等の安全面の機能に影響を及ぼしています。インターネットや電子メールなどの情報通信技術（ICT）の進歩は、地縁の枠を超えてNPO・ボランティア団体が活動するなどのコミュニケーションの広がりにも寄与する一方、情報通信技術に頼りすぎる社会は、日常生活や学校などにおける人と人とのつながりや絆といった対人関係にも影響を与えているといわれています。

全国の一般世帯の家族類型の割合の推移(国勢調査)



望ましい地域での付き合いの程度(平成22年内閣府社会意識に関する世論調査)

| 望ましい地域での付き合いの程度 | 平成22年 | 平成16年 |
|--|--------|--------|
| 住民全ての間で困ったときに互いに助け合う | 44.0 % | 36.7 % |
| 気の合う住民の間で困ったときに助け合う | 26.2 % | 25.8 % |
| 困ったときに助け合うことまではしなくても、住民がみんなで行事や催しに参加する | 15.7 % | 17.1 % |
| 困ったときに助け合うことまではしなくても、住民の間で世間話や立ち話をする | 5.2 % | 4.9 % |
| 困ったときに助け合うことまではしなくても、住民の間であいさつを交わす | 6.6 % | 9.7 % |
| 地域での付き合いは必要ない | 1.0 % | 1.7 % |
| その他・わからない | 1.3 % | 4.1 % |

4 地域主権による自治体経営の重要性

地方分権一括法（平成 12 年 4 月施行）の成立以来、中央から地方へという地方分権の流れが本格化し、税源移譲や交付税・補助金の見直しなどが進んできました。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により **平成 23 年 5 月から 230 の法律（重複あり）が順次改正され、国からの義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体（市町村等）への権限移譲が進むことになりました。**

今後は、国の指導による画一的な行政運営ではなく、市町村が地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくとともに、自主的・自立的な自治体経営を行うことが求められています。

そのため、**各自治体では限られた財源の中でより有効な政策を展開するために、行政評価制度、人事評価制度等の活用を行い、地域自らの主体性と責任において行政課題に取り組む重要性がより高まってきています。**

国から地方への権限移譲の例

| 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大 | 基礎自治体への権限委譲 |
|--|--|
| <p>(1)施設・公物設置管理の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の条例委任 ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任 ・道路の構造の技術的基準の条例委任 ・公立高等学校の収容定員の基準の廃止 ・公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任 <p>(2)協議、同意、許可・認可・承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を届出へ ・都道府県の三大都市圏等大都市等における都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止 ・地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直し ・福祉事務所設置の知事同意協議の同意を廃止 ・計量法の立入検査に係る県・市町村の協議を廃止 <p>(3)計画等の策定及びその手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画の内容の一部の例示化 ・構造改革特別区域計画の内容の例示化等 ・山村振興計画の策定義務の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・未熟児の訪問指導 （保健所設置市まで→市町村まで） ・区域区分、都市再開発方針等に係る都市計画決定 （都道府県→指定都市） ・家庭用品販売業者への立入検査 （都道府県→市） ・騒音、振動、悪臭に係る規制地域の指定 （特例市まで→市まで） ・理・美容所などの衛生措置基準の設定 （都道府県→保健所設置市） |

出典：内閣府地域主権戦略室

5 環境問題の深刻化

経済の発展と生活水準の向上は、膨大なエネルギーと資源の消費によって支えられてきました。その結果、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など人類の生存基盤に深刻な影響を与える地球規模での環境問題が顕在化し、今や我々にとって環境問題は世界的に取り組まなければならない大きな課題となっています。

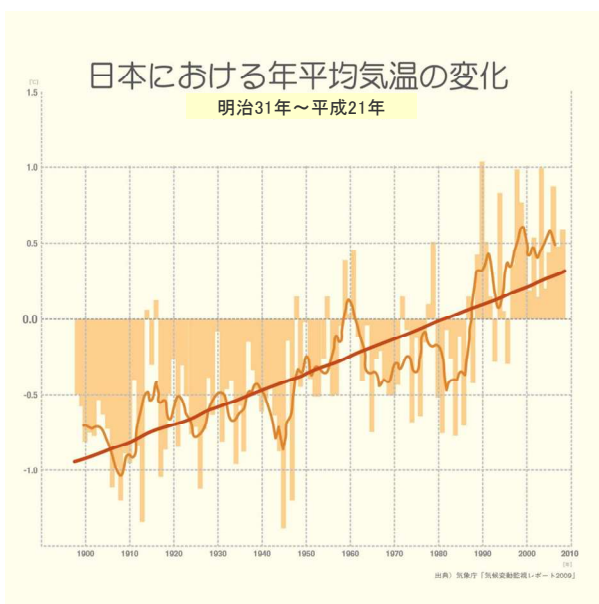
近年では、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨や、記録的な猛暑など、環境問題を身近に感じる機会が増えています。

環境問題に対する意識の高まりの中、**市民一人ひとりが、自然環境と共生する視点に立って生活様式などについて工夫を重ね、自然への負荷の少ない循環型社会を目指すことが求められています。**

近年、地球温暖化防止(二酸化炭素等の地球気温を上昇されるとされる温室効果ガスの削減)の必要性は、世界としての課題であり、国連において平成6年に気候変動枠組条約(以下条約)が発効され、地球温暖化防止への国際間協議が行われています。しかし、地球温暖化防止のために、経済の発展が損なわれると考える一部の先進国や、現在の地球温暖化は先進国の過去の経済発展によるもので発展途上国に責務はないと考える国々もあり、条約締結国間で同じような取り組みの進展には至っていません。

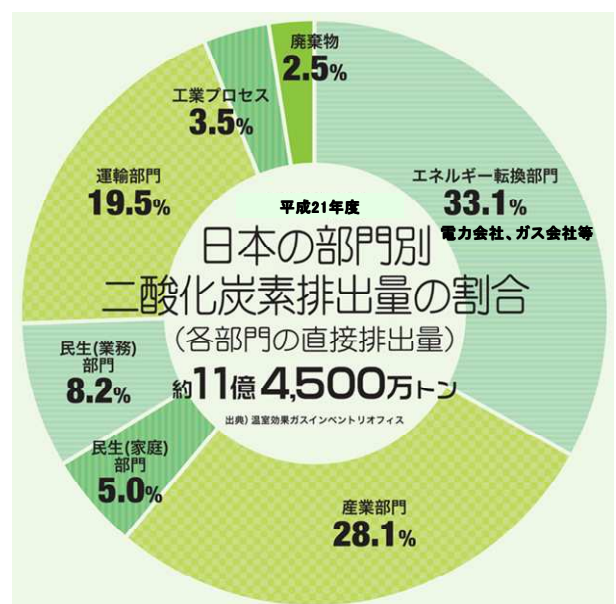
日本はその中にあり、地球温暖化防止に対して積極的に取り組んでいます。**平成22年に改正省エネ法が施行され、温室効果ガスの排出量の多い産業部門の企業、自治体等については、温室効果ガスの排出量を報告するとともに、削減を行うことが義務付けられました。**

日本の平均気温変化



出典) 気象庁「気候変動監視レポート2009」

日本の部門別二酸化炭素排出量割合



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

6 高度情報化社会の本格化

インターネットや携帯電話などを利用した情報通信技術（ICT）の進歩によって、あらゆる分野において飛躍的に情報化・高速化が進み、必要な情報をより速く・容易に処理・発信出来るようになり、日常生活や社会経済構造に大きな変化が生じています。

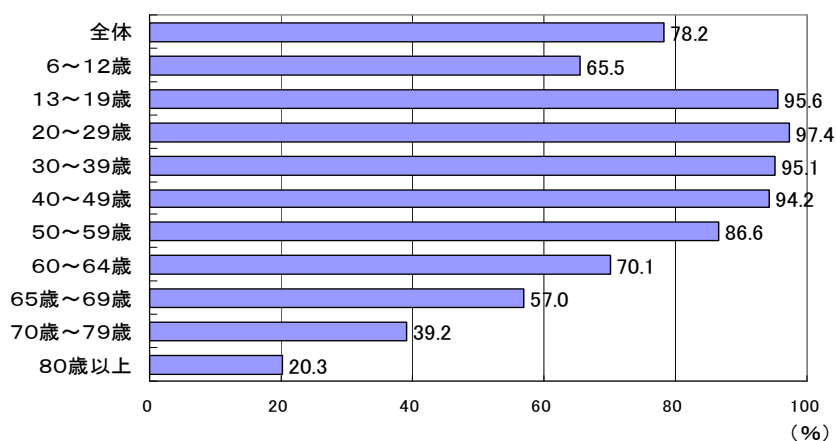
日本では、パソコンの世帯普及率は 83.4%、携帯電話の世帯普及率は 93.2%となっており、多くの世帯で、インターネット等を活用した情報収集や発信が可能となっています。**インターネットの利用率は、全体で 78.2%となっており、13 歳から 64 歳以下では、85%を超える高い利用率となっています**（平成 22 年通信利用動向調査）。

また利用頻度についても、毎日 1 回は見る割合が、携帯電話は 6 割、パソコンは 5 割となっており、日常行動に組み込まれているといえます。

また情報発信や収集の形態も、通常のホームページに加え、誰もが携帯電話等から瞬時に情報の書き込みや閲覧（受信）ができるツイッター、ブログ等の新たなインターネットサービスが多岐に展開され、企業の広告費もインターネット広告関連が増加するなど、**インターネットの広報媒体としての活用可能性の拡大や位置づけが増しています**。

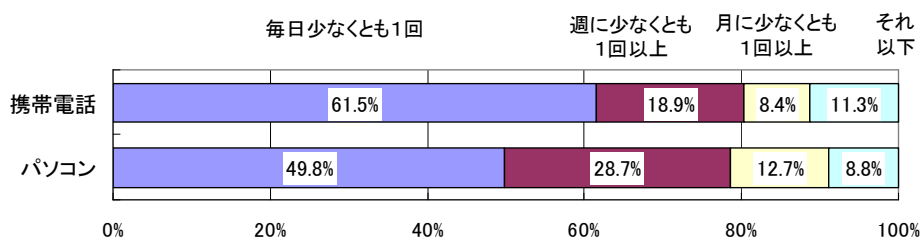
一方で、それらの技術を利用する知識や手段を持たない人との情報格差が拡大することが懸念されるとともに、インターネットを利用したコンピュータ犯罪やコンピュータウィルスなど、高度情報化社会の新たな問題への対応が求められています。

インターネットの個人利用率



出典:平成 22 年
通信利用動向調査

インターネットの利用頻度（個人）



出典:平成 22 年
通信利用動向調査

7 市民との協働・新しい公共

日本では、行政に対する市民ニーズの多様化が進んでいます。しかし、自治体の財政状況も厳しく、多様な市民ニーズ全てに対応していくことも難しい状況が続いています。

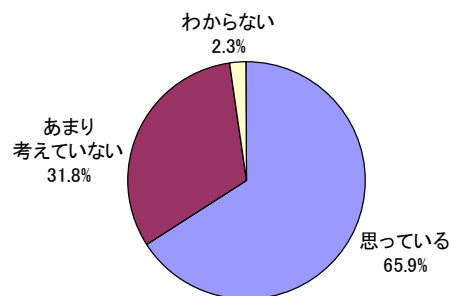
このため、**公共サービスを行政だけでなく、自治会やNPO、ボランティア等の市民団体に加え、民間企業等の多様な主体が担うという「新しい公共」の考え方が浸透してきています**。平成 22 年には、内閣府の審議会である「新しい公共」円卓会議で、『「新しい公共」宣言』が決定され、「支え合いと活気のある社会」をつくるために、市民団体や企業、政府(行政)が一定のルールに基づき、それぞれの役割を持って参加し、協働するという考え方が示されました。

この「新しい公共」に関する市民の理解や参画意識については、平成 22 年の内閣府の社会意識調査によると、**市民協働を活用した公共サービスの展開については、65.0%の方が活用していくべきと思っており、社会活動等への市民の参画意識については、65.9%の方が社会の一員として何か社会に役立ちたいと思っています**。

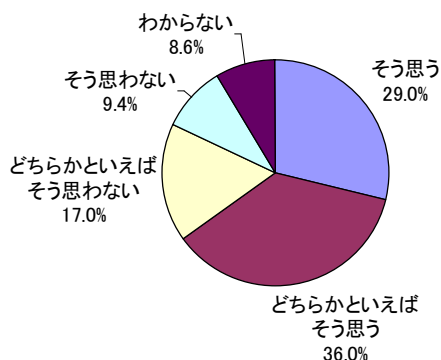
市民意識の変化や各種法整備も進み、公共施設や子育て支援等の福祉サービスを民間企業やボランティア等が、企画運営を行い、効果的効率的なサービス提供する例が増えています。他方、担い手の資金面や経営面から事業継続に問題が生じた事案もあり、推進にあたっては留意が必要な部分があります。

今後は、市民と行政との協働の仕組みづくりや活動支援などの取組を強化し、市民・NPO・企業・行政などが手を携える「協働」をキーワードに、まちづくりを進めていくことが重要になっています。

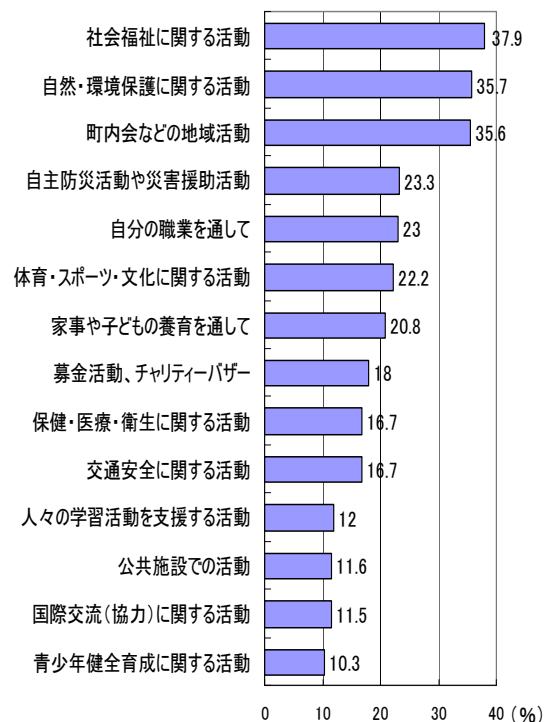
社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思うか（社会貢献意識）



公共サービスの実施において、できるものからNPOやボランティア団体を活用する方向に進めていくべきか



どのようなことで、社会の役に立ちたいと思うか



出典：平成 22 年内閣府
社会意識に関する世論調査

8 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、東北地方を中心に、死者、行方不明者が 19,000 人を超える未曾有の大災害となりました。その犠牲者の多くが津波によるものであり、避難が確実に行われていれば、助かったケースも多く、防災訓練や市民意識等のソフト面で大きな教訓を残しました。また避難生活においては、民間企業やボランティア団体などの活躍もあり、阪神・淡路大震災に比較して迅速な支援が行われた部分もありますが、被災者の生活再建の支援方法や、避難所への情報の伝達方法等の新たな課題も生じました。**東日本大震災以降、防災に関するハード、ソフトの両面に対する市民の安全・安心への意識は高まっており、防災への備えや発生時の対応のあり方について見直しが必要となっています。**

また、ここ数年日本では、災害だけでなく、**食中毒、産地偽装、食品への異物混入、消費期限の改ざん、残留放射線等の食の安全に関する問題、工業製品の発火等の製品設計や保守に起因する事故、振込め詐欺やインターネットや通信販売等のトラブル等、国民の安全・安心を脅かす事件や事故がさまざまな分野で多数発生しています。**これらの状況に一元的に対応するため、国では平成 21 年に消費者庁を発足させ、安全・安心への一体的な取り組みが始まっています。

東日本大震災による死者、行方不明者数（平成 24 年 1 月 6 日現在）

単位:人

| 都道府県 | 死者 | 行方不明者 |
|------|-------|-------|
| 北海道 | 1 | |
| 青森 | 3 | 1 |
| 岩手 | 4667 | 1368 |
| 宮城 | 9506 | 1861 |
| 山形 | 2 | |
| 福島 | 1605 | 217 |
| 東京 | 7 | |
| 茨城 | 24 | 1 |
| 栃木 | 4 | |
| 群馬 | 1 | |
| 千葉 | 20 | 2 |
| 神奈川 | 4 | |
| | 15844 | 3450 |

出典：警察庁緊急災害警備本部

消費者庁 事故情報データベース登録件数(平成 24 年 1 月 19 日現在)

| 分類 | 件数 | 分類 | 件数 |
|---------|-------|-----------|-------|
| 食料品 | 7,544 | 保健衛生品 | 8,396 |
| 家電製品 | 7,830 | 車両・乗り物 | 9,200 |
| 住居品 | 7,228 | 建物・設備 | 3,870 |
| 文具・娯楽用品 | 1,854 | 保健・福祉サービス | 4,485 |
| 光熱水品 | 435 | 他の商品・サービス | 3,723 |
| 被服品 | 1,110 | 無記入 | 2,365 |

II 国・道等の各種計画の動向

1 国土形成計画

国では、昭和 25 年の国土総合開発法の制定以来、5 次にわたり全国総合開発計画が策定され、わが国の経済成長を支える社会基盤整備が進められてきました。しかし、少子高齢化や人口減少が進み、開発中心主義では時代に合わなくなってきたため、新たに国土形成計画法（平成 17 年 7 月 29 日公布）を制定し、国土政策上の様々な課題に対する対策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する国土の将来ビジョンとして「国土形成計画」を平成 20 年 7 月に策定しました。

国による明確な国土及び国民生活の姿を示す「全国計画」と、ブロック単位の地方ごとに国と都府県等が適切に役割分担しながら、相互に連携・協力して策定する「広域地方計画」の二つの計画で構成され、全国計画では、21 世紀前半期を展望しつつ、概ね 10 年間における国土形成に関する基本的な方針、目標及び基本的な施策等が示されています。

■国土形成計画（全国計画）

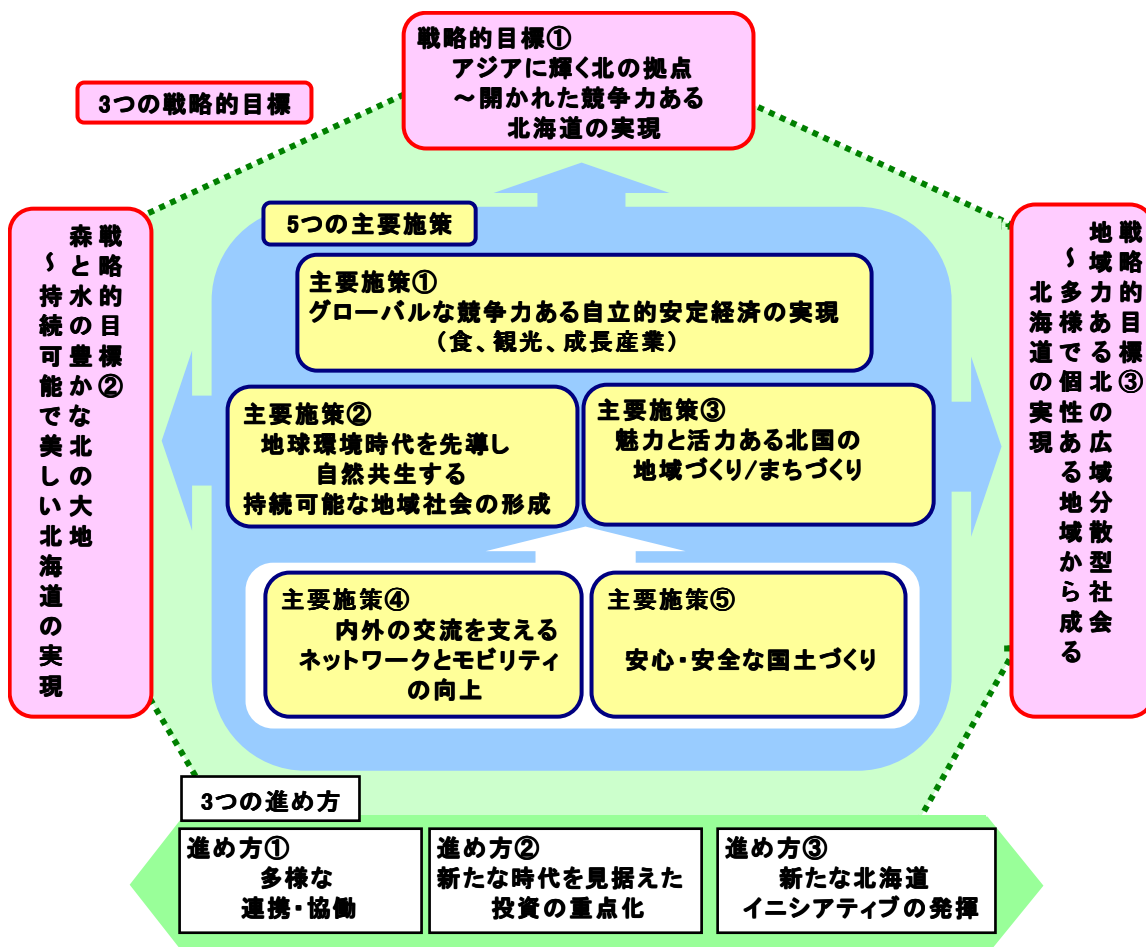
| | |
|--|---|
| 戦略的目標① 東アジアとの円滑な 交流・連携 | 広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく。 東アジアの市場をにらんだ企業の新しい発展戦略 / 観光立国の実現 / 陸海空にわたる交通・情報通信ネットワークの形成 |
| 戦略的目標② 持続可能な地域の 形成 | 人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく。 集約型都市構造への転換 / 医療等の機能維持など広域的対応 / 新しい科学技術による地域産業の活性化 / 美しく暮らしやすい農山漁村の形成 / 二地域居住、外部人材の活用 / 条件の厳しい地域への対応 |
| 戦略的目標③ 災害に強いしなやかな 国土の形成 | 減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく。 ハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進 / 災害に強い国土利用への誘導 / 交通・通信網等の迂回ルート等の余裕性 / 避難誘導体制の充実など地域防災力の強化 |
| 戦略的目標④ 美しい国土の管理と 継承 | 美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復。 健全な物質循環と生態系の維持・形成 / 海域の適正な利用・保全 / 個性豊かな地域文化の継承と創造 / 国土の国民的経営の取組 |
| 戦略的目標⑤ 「新たな公」を基軸と する地域づくり | 多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる。 地縁型コミュニティ、NPO、企業、行政等の協働による居住環境整備等 / 地域の発意・活動による地域資源の発掘・活用等 / 維持・存続が危ぶまれる集落への目配りと暮らしの将来像の合意形成 |

2 北海道総合開発計画

北海道では、豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計画的に北海道開発を進めてきました。特に、北海道開発法（昭和25年法律第126号）の制定後は、同法に基づきこれまで6期にわたり北海道総合開発計画を策定し、積極的な開発を行ってきました。

第6期北海道総合開発計画が、平成19年度に終了するにあたり、経済社会のグローバル化、地球環境問題の深刻化、本格的な人口減少社会の到来など、日本と北海道をめぐる情勢の急速な変化に対応し、北海道の優れた資源・特性を活かして日本が直面する課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るために、「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」（平成20年7月4日閣議決定）が策定され、これからの北海道開発に関する基本的な方針、目標及び基本的な施策等が示されています。

- 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」は、
 - 3つの戦略的目標の実現に向け、
 - 3つの進め方に沿った
 - 5つの主要施策で構成されています。



出典：国土交通省

3 道の総合計画

道は昭和 52 年以降、北海道発展計画、北海道新長期総合計画、第 3 次北海道長期総合計画という、いずれも計画期間を 10 年とする長期総合計画を順次策定し、これに沿って様々な施策や事業を展開しながら、道民福祉の向上と北海道の発展をめざしてきました。

第 3 次北海道長期総合計画の計画期間が終了するにあたり、現在の北海道の置かれている状況と時代潮流を的確にとらえ、北海道の独自性・優位性を見つめ直し、道民の英知と行動力を結集して、将来にわたって住み続けたい、訪れたい希望の地・北海道をともに築いていくという考え方に立ち、平成 20 年に「**新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）**」が策定されました。

本計画は、平成 20 年度からのおおむね 10 年間にわたる道政の基本的な方向を総合的に示すとともに、道民と道（行政）がともに考え、ともに行動するための指針と位置づけ、「**人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道**」が、めざす姿として示されています。

■総合計画の構成・特色

| | | |
|-------|-------|------------|
| 基本構想編 | 第 1 章 | 北海道の将来展望 |
| | 第 2 章 | めざす姿と基本姿勢 |
| | 第 3 章 | 政策展開の基本方向 |
| | 第 4 章 | 地域づくりの基本方向 |

ほっかいどう未来づくり戦略編

「めざす姿」をより確実に、より効果的に実現するため、第 3 章「政策展開の基本方向」を踏まえつつ、政策資源（資金、人材、情報など）を結集して取り組むべきテーマを絞り込み、そのテーマに沿った取組の道すじと手立てを示しています。

詳細は次ページ以降参照

■総合計画の達成度・進行管理

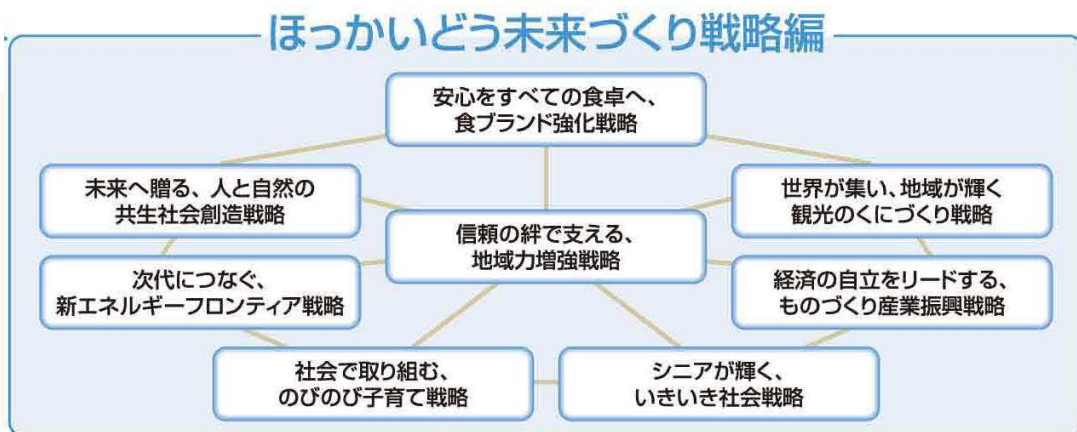
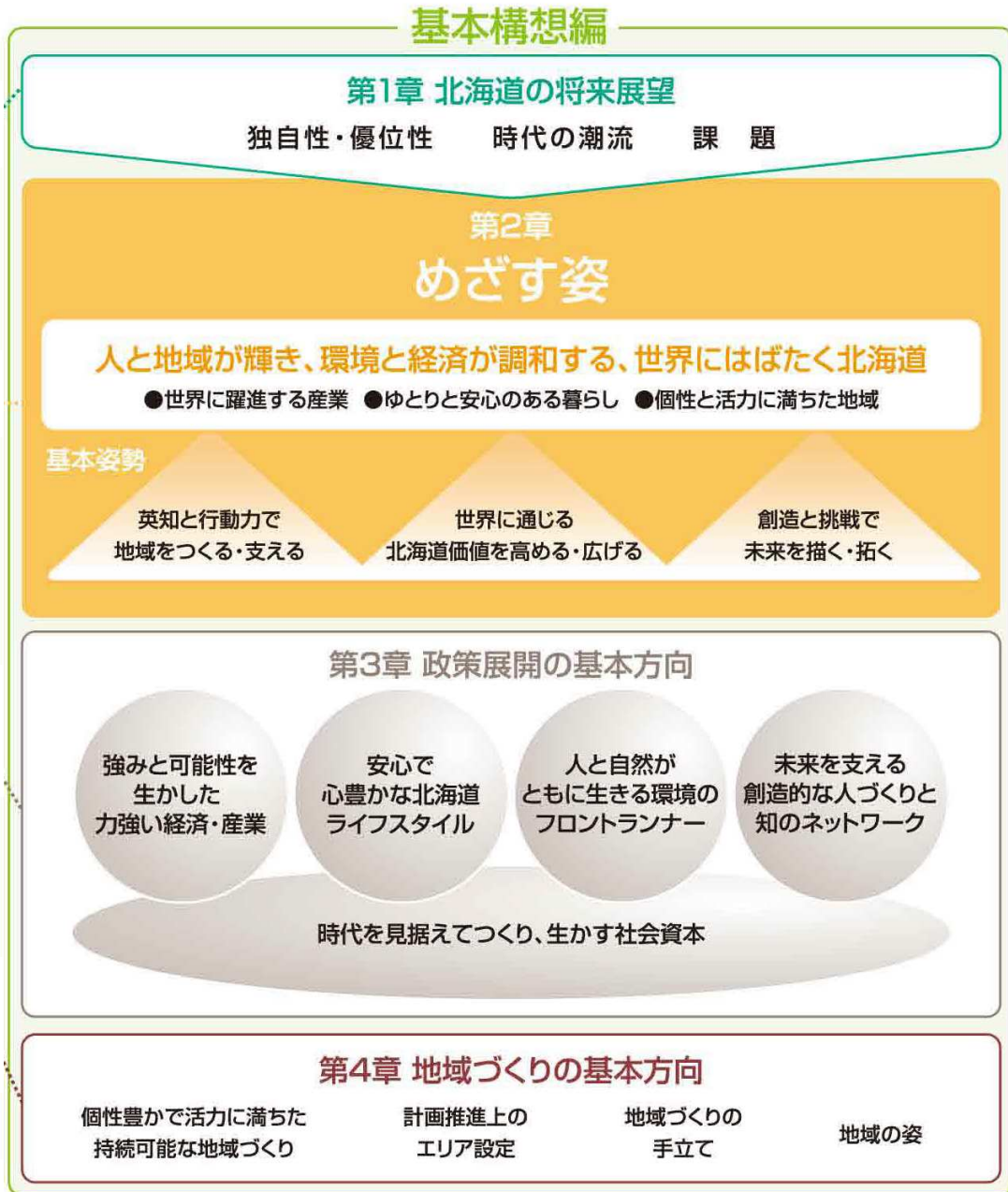
①ほっかいどう未来指標ポラリス

総合計画に沿って進める政策（取組）の**目標を道民に分かりやすく示すために 57 指標（数値）で設定**しています。道民と道がともに行動するための指針という総合計画のイメージを、大海原を進む航海士たちの目印であるポラリス（北極星）として表し、呼称しています。

②PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システム

平成 20 年度から導入された目標管理型行政運営システムや施策評価の実施により、総合計画を起点とした施策推進体系に沿って各施策の業務目標や成果指標を設定（Plan）し、施策・事業の実施（Do）による目標の達成状況を客観的に評価（Check）し、毎年度の重点政策の展開や予算編成、組織機構の見直しなどに反映（Action）することにより、計画の着実な推進を図る仕組みが取り入れられています。

■ 「ほっかいどう未来創造プラン」の構成と特色



出典：「ほっかいどう未来創造プラン」

■「ほっかいどう未来創造プラン」における道央広域連携地域の「地域づくりの基本方向」

札幌市を中心とした江別市を含む圏域

「石狩支庁」 「後志支庁」 「空知支庁」 「胆振支庁」 「日高支庁」 （※計画策定時）

(1) 現状・課題

| 国家的・広域的課題 | 道央広域連携地域の課題 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 農水産物の供給力強化、持続的で安定した供給の確保 ● 国際・国内物流機能の強化、既存の産業集積を活用した生産拠点形成 ● 観光資源のネットワーク化、情報発信の取組促進 ● 医療サービスを享受できる環境の整備 ● 都市圏への交通ネットワークの強化、広域交通ネットワークの構築 ● 安全・安心な国土づくり、交通網の代替機能確保、臨海部防災拠点の整備 ● 環境の保全・再生・創出、調和した景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農水産物価格の低迷などによる厳しい経営環境、担い手の確保 ● 生産コストの上昇や木材価格の低迷 ● 資源の減少や経費の増大 ● ものづくり産業の集積促進、新産業の創出 ● 中小小売店廃業による空き店舗増加 ● 魅力ある観光地づくり、広域観光ルートの形成、海外観光客の受入体制整備 ● 医師数が全道平均を下回る日高地域など地域間の格差 ● 道内外を結ぶ交通ネットワークの充実、新千歳空港の機能向上 ● 火山観測体制の充実、代替交通路の確保 |

(2) 地域のめざす姿

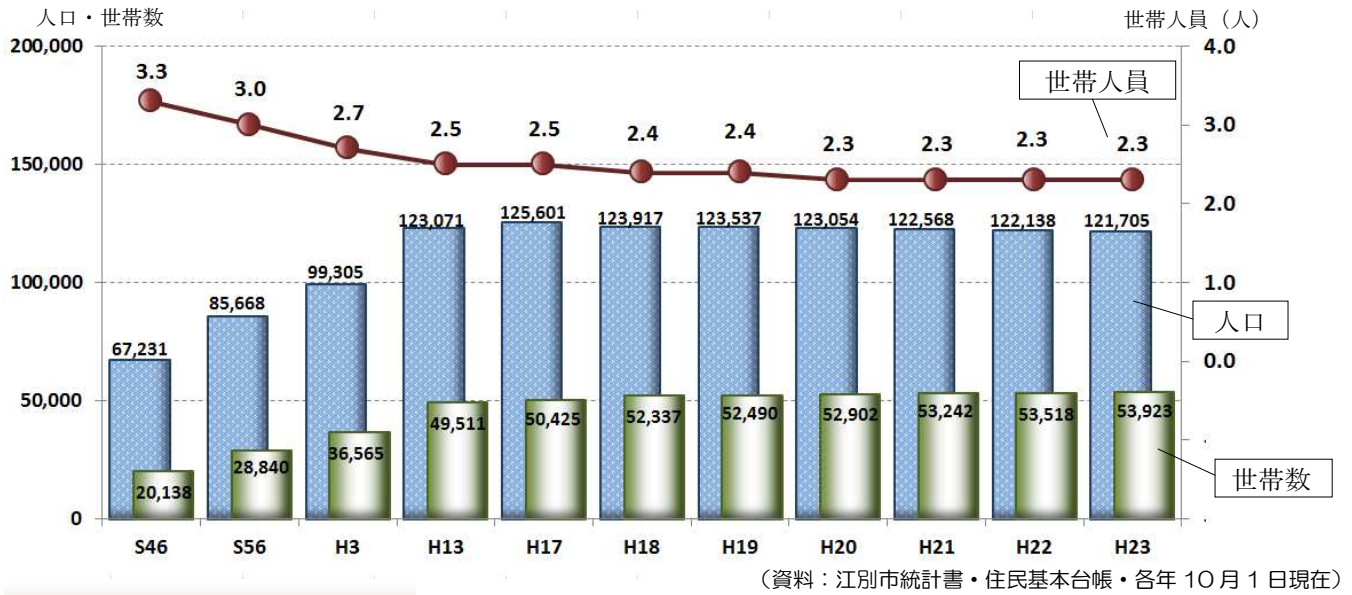
本道経済をリードし、多様な地域資源を活用した個性ある地域づくりを展開する
「道央広域連携地域」

- 集積、連携が進んだものづくり産業が本道経済をリード
- 日本の農水産業をリードする「食」の供給力が強化
- 大消費地のニーズにマッチした一次産業の多彩な取組が進展
- 地域特性を利用した新エネルギーなどが普及
- 自然と共生する持続可能な地域社会が形成
- 多彩な資源を生かした観光産業の活性化により交流人口が増加
- 地域固有の文化や歴史を生かした地域づくりが進展
- 安全・安心な暮らしを支える基盤整備が進展
- 国内外との交流や物流が拡大

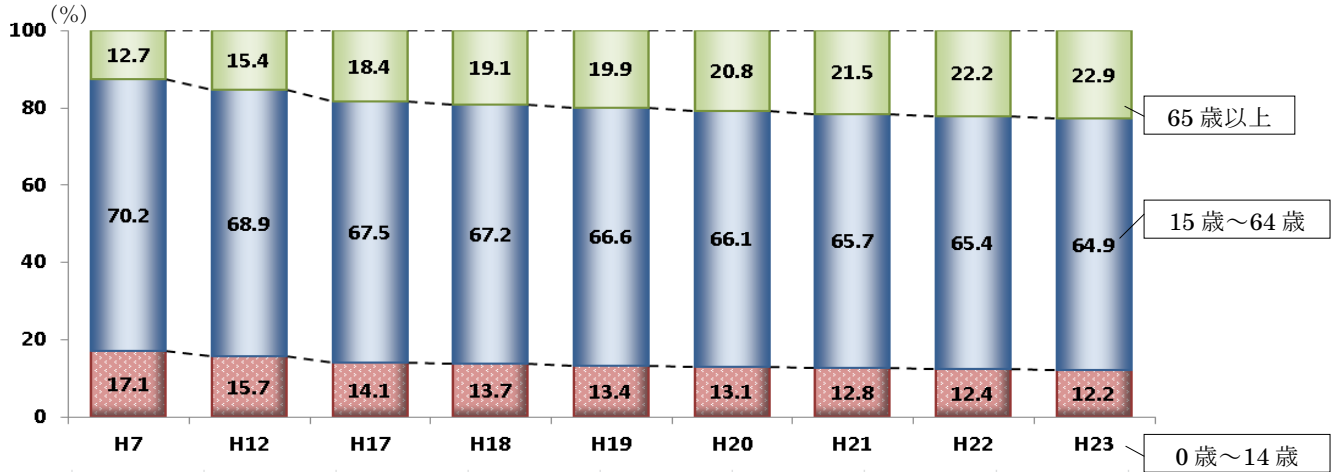
出典：「ほっかいどう未来創造プラン」

Ⅲ データでみる江別市の現況

1 人口



年齢階層別人口割合の推移

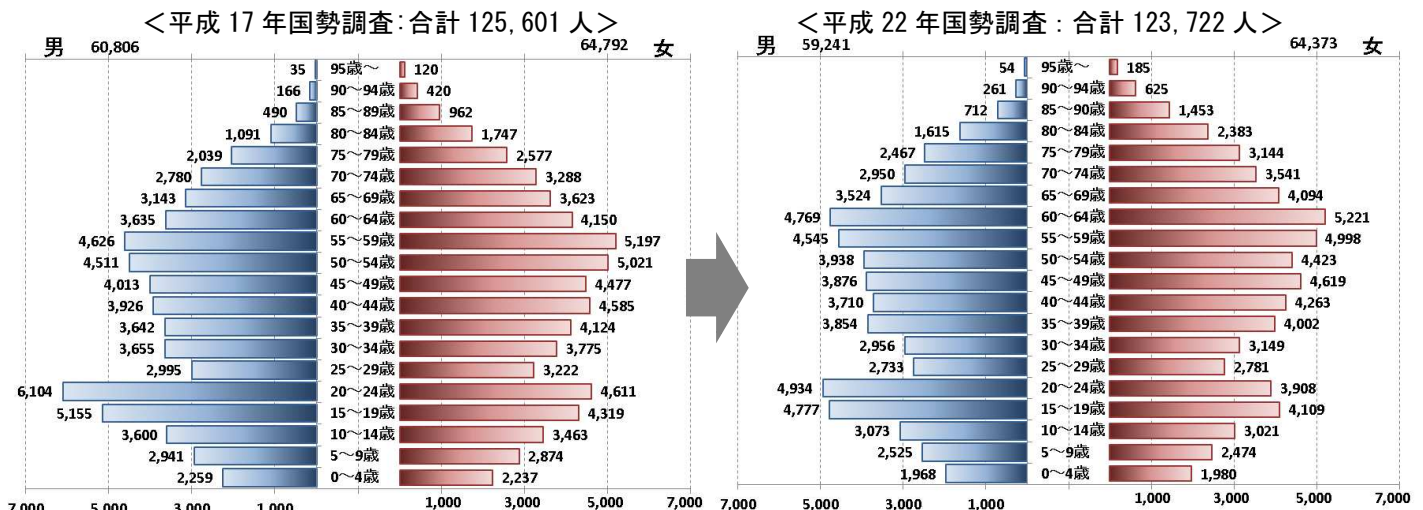


※0歳～14歳：年少人口、15歳～64歳：生産年齢人口、65歳以上：高齢者人口

(資料：江別市統計書・住民基本台帳・各年10月1日現在)

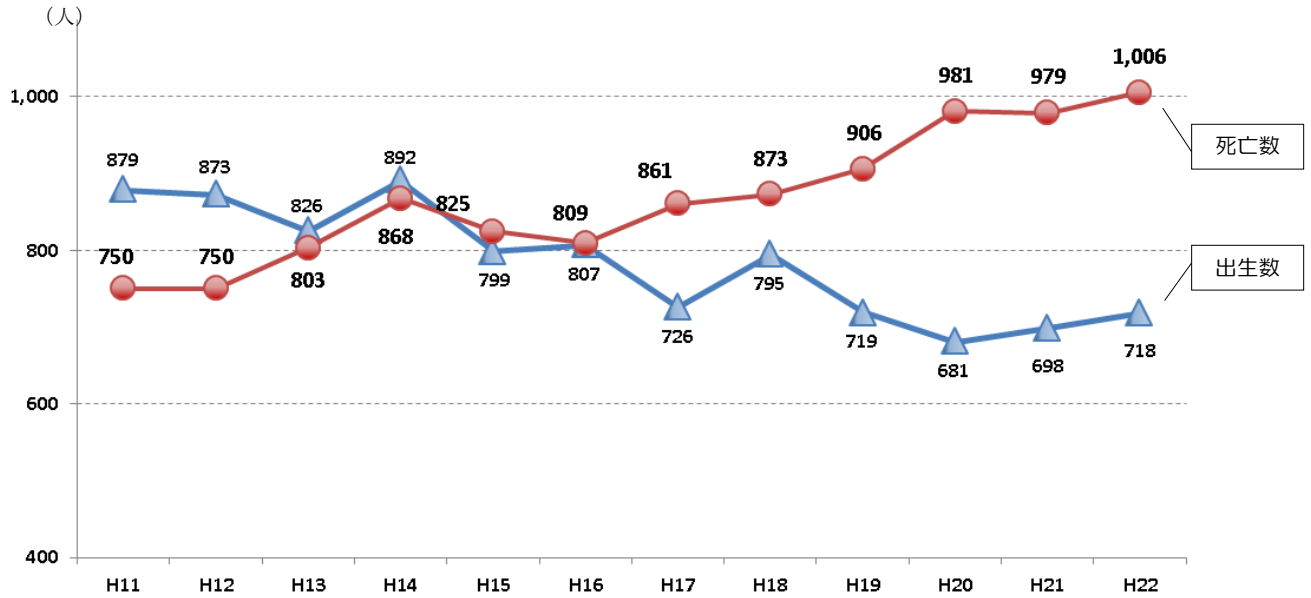
5歳階級別人口ピラミッド

(※ピラミッドでは年齢不詳を除く。合計は不詳を含む)



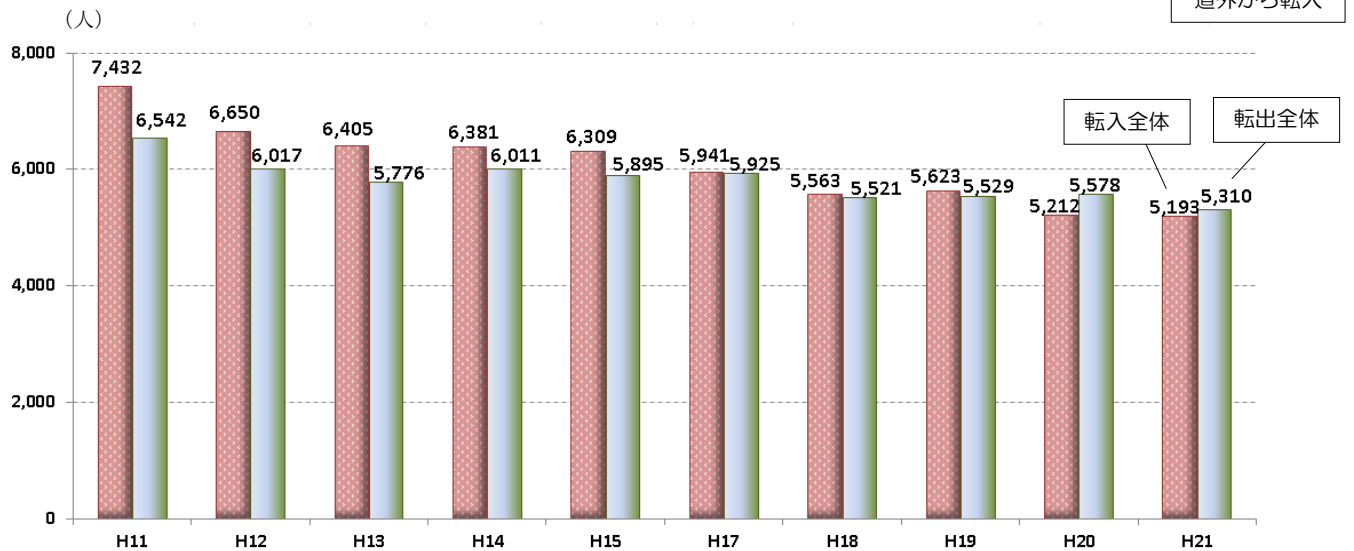
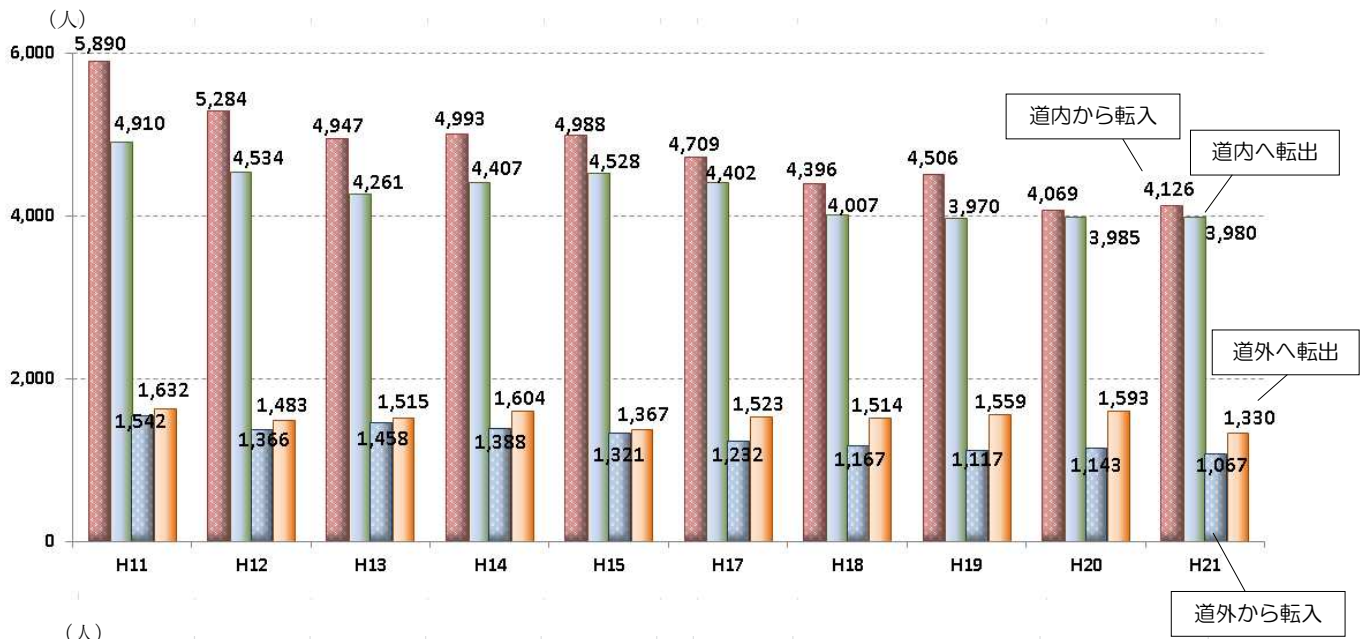
(資料：国勢調査)

人口動態（自然増減）の推移



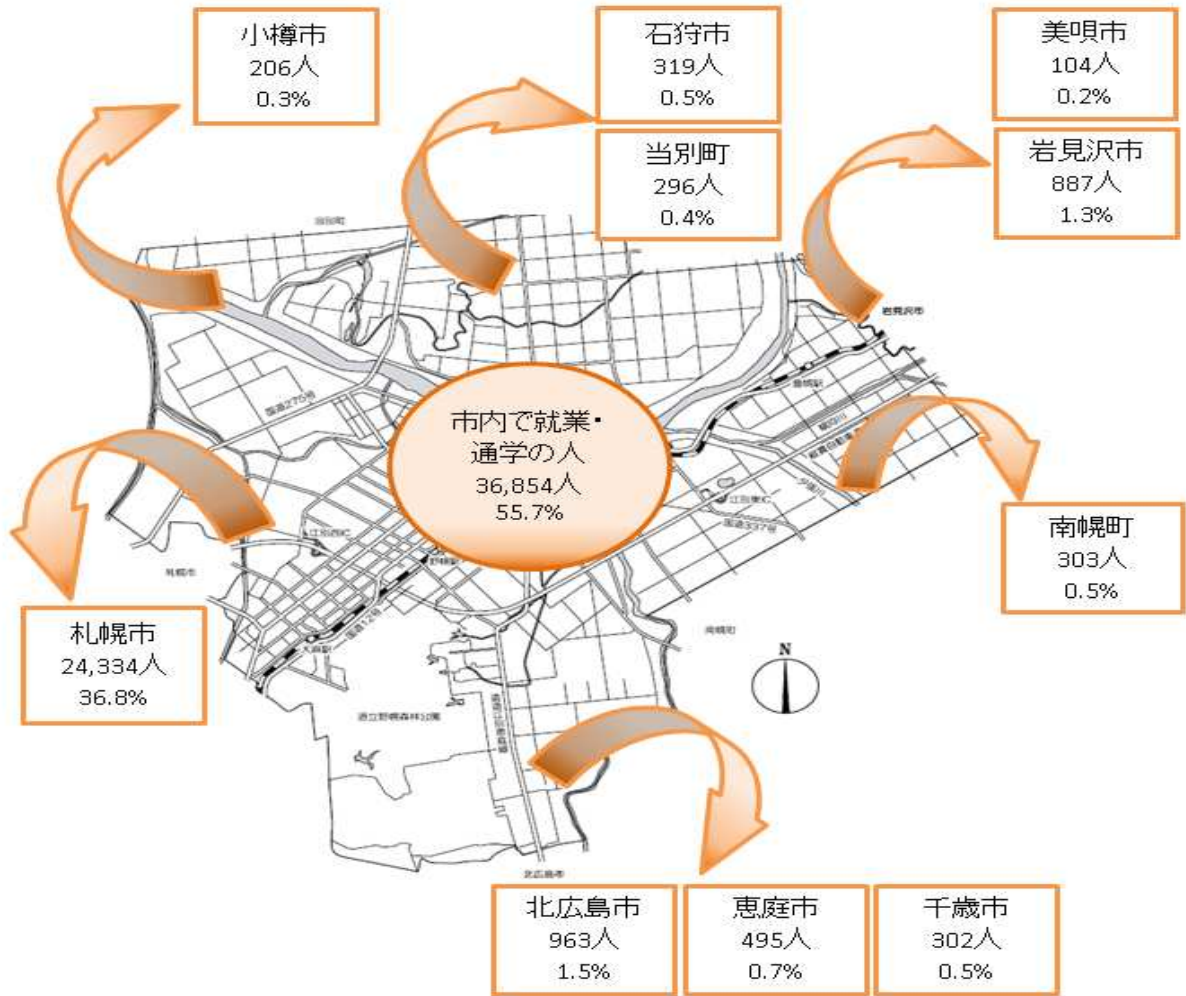
(資料：江別市統計書)

人口動態（社会増減）の推移



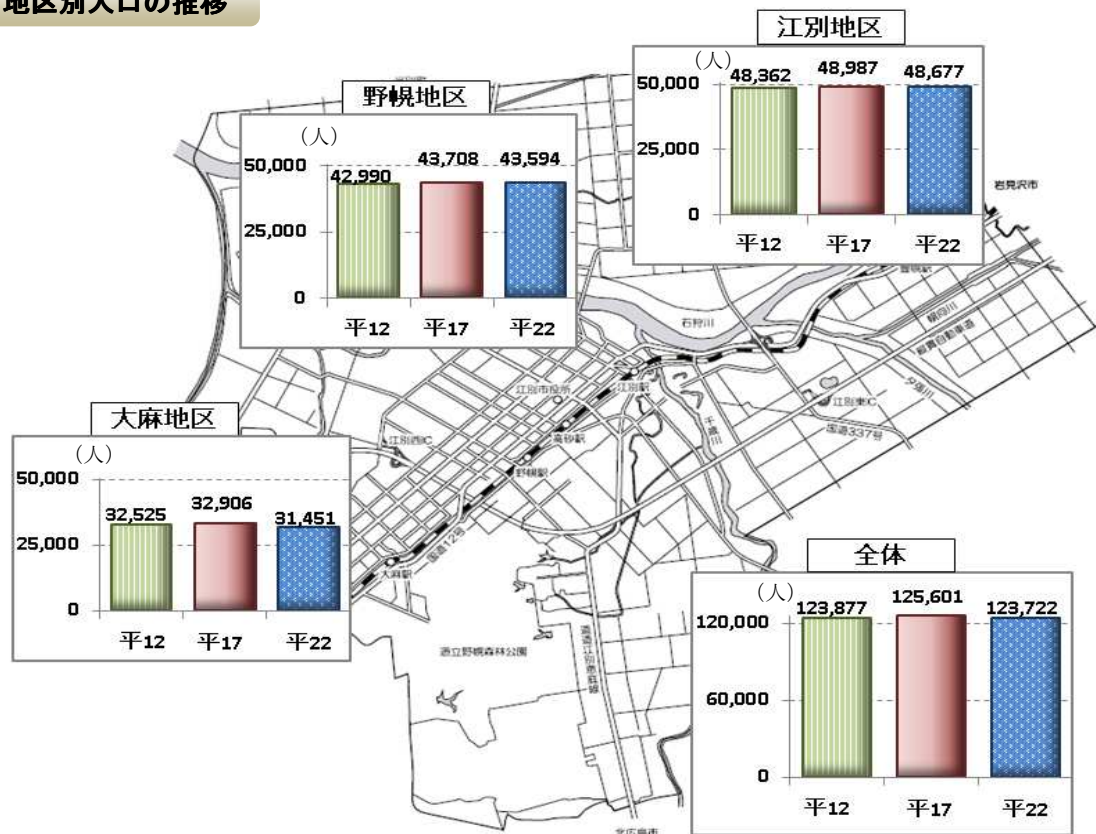
(資料：江別市統計書)

就業者・通学者の移動状況



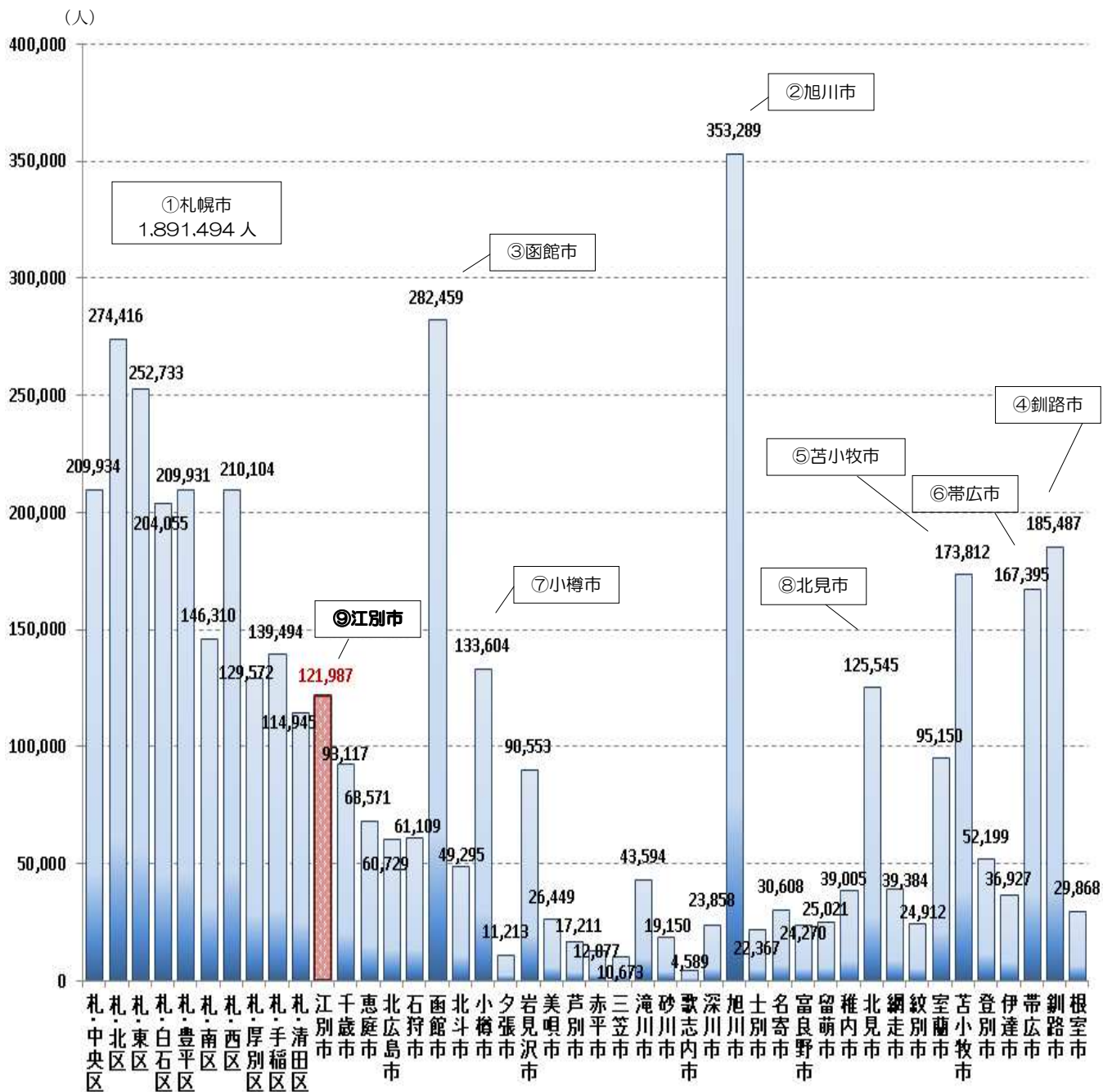
(資料：江別市統計書・平成17年国勢調査)

3地区別人口の推移



(資料：国勢調査)

道内各市の人口

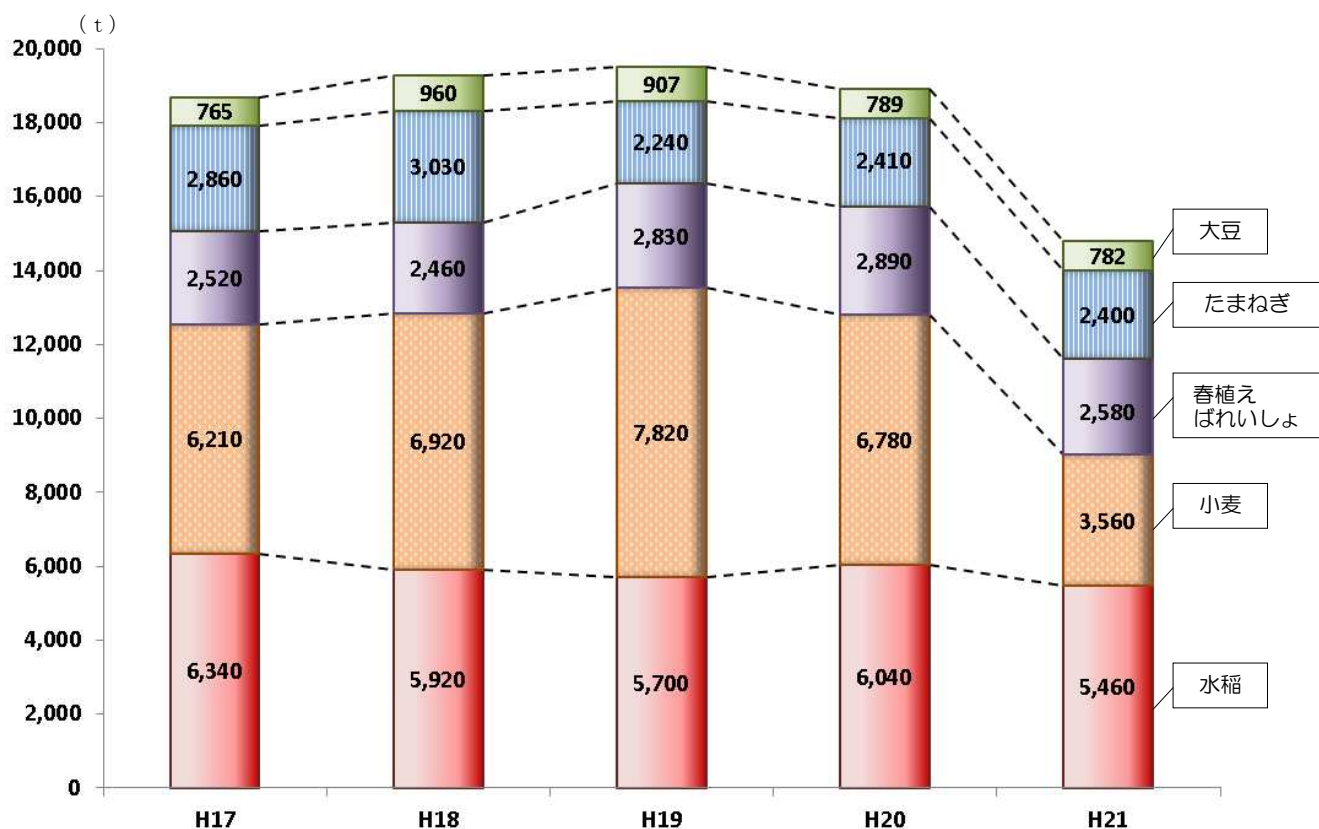


※○数字は、人口の多い順位

(資料：江別市統計書・住民基本台帳・平成22年3月末)

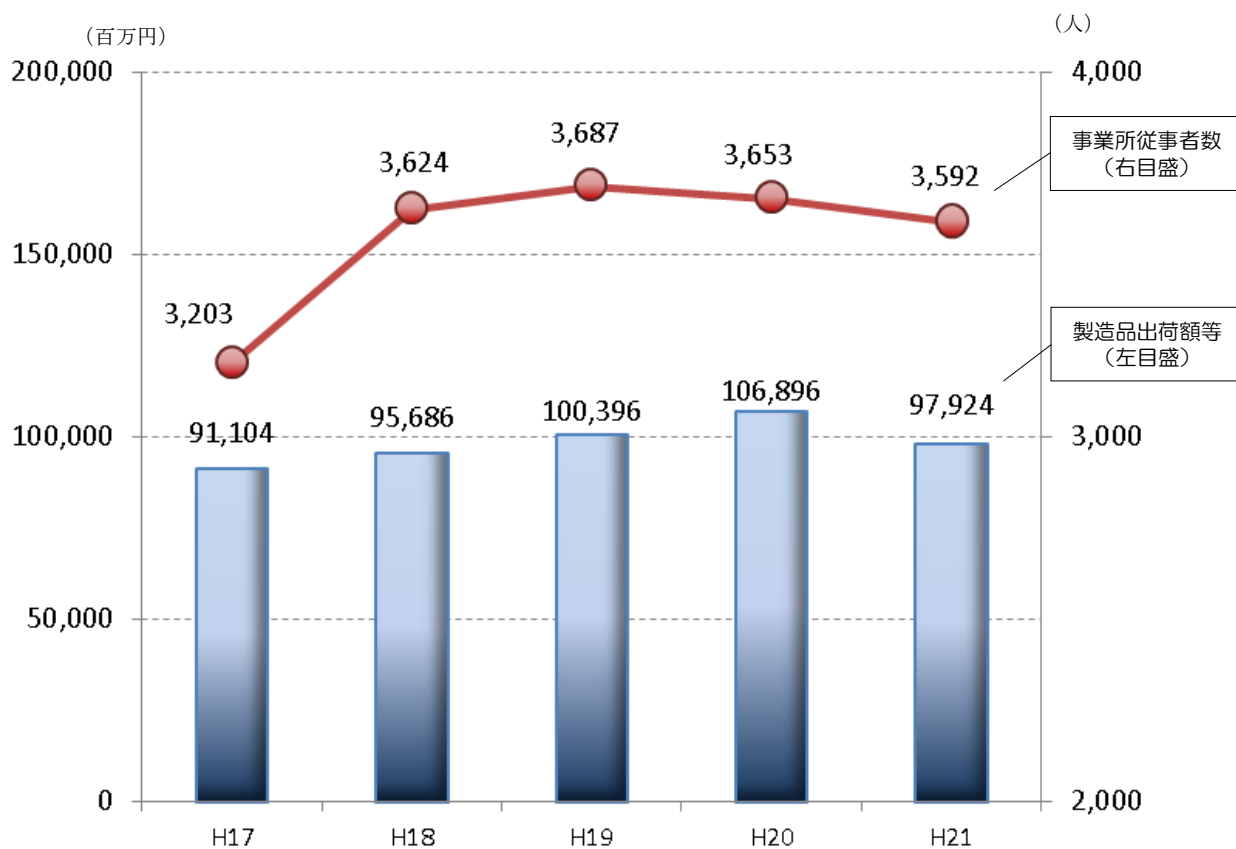
2 産業

主要農作物の収穫量



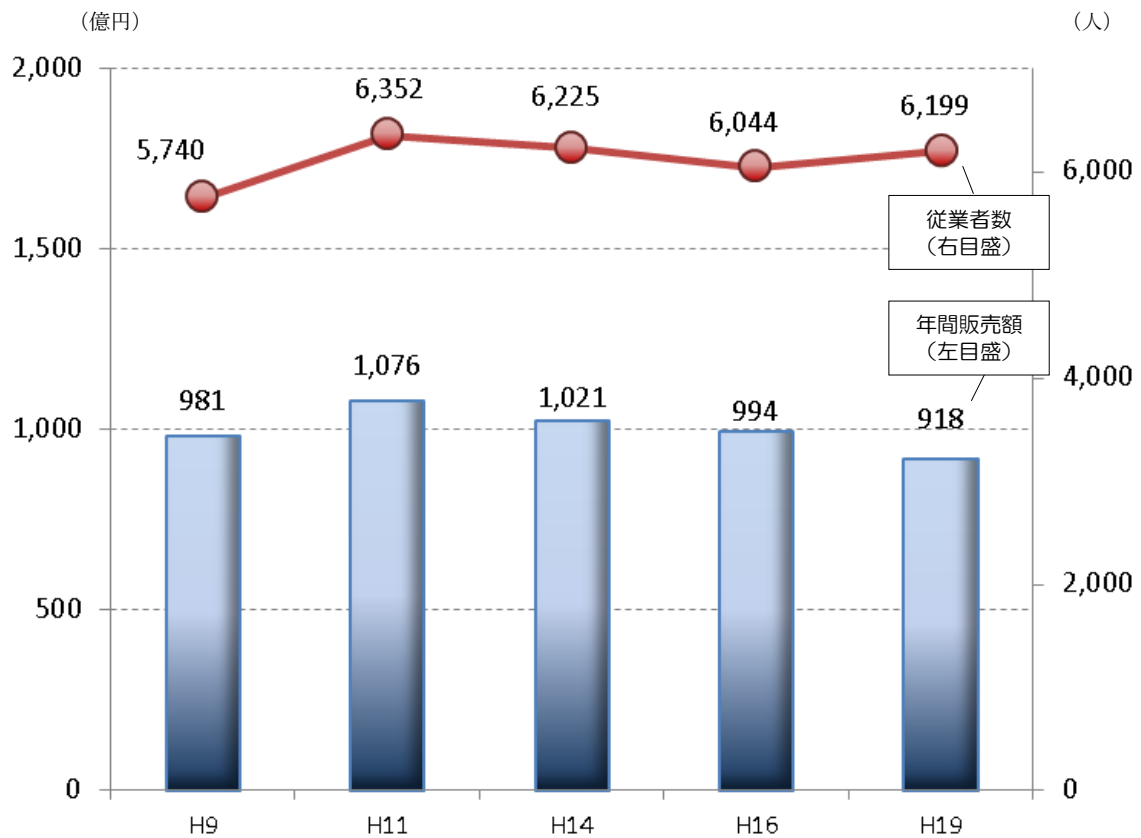
(資料：江別市統計書)

工業事業所従事者数と製造品出荷額等



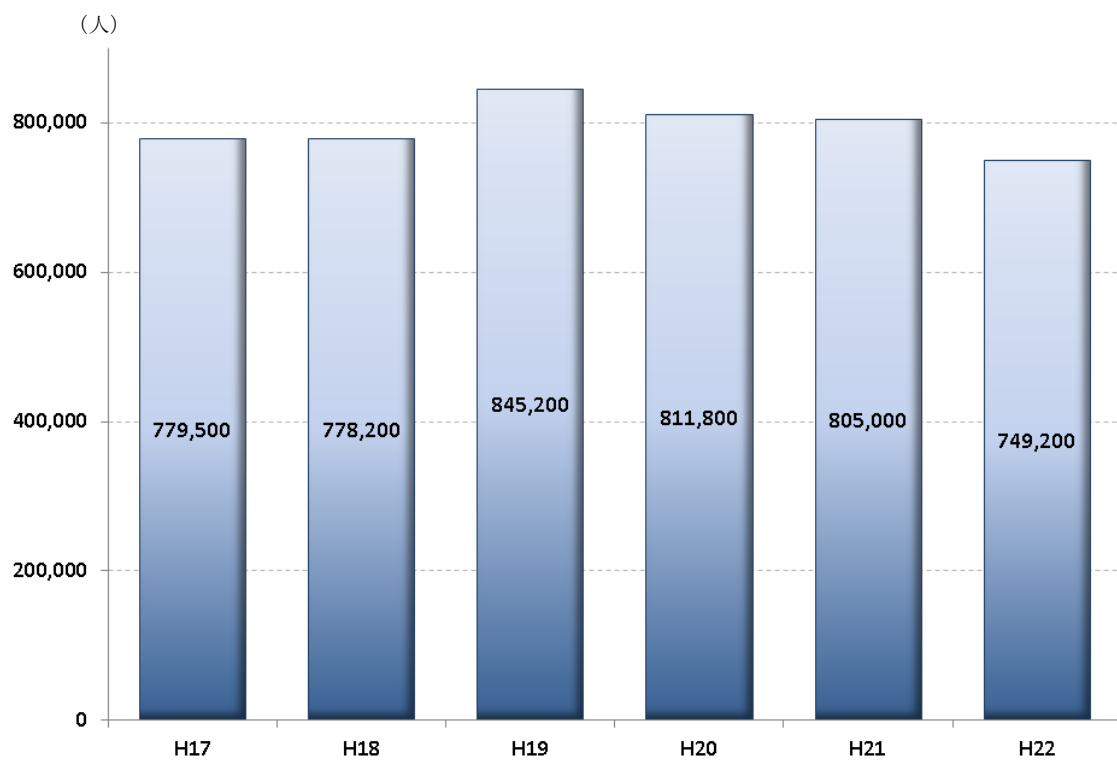
(資料：江別市統計書)

小売業年間販売額



(資料：江別市統計書)

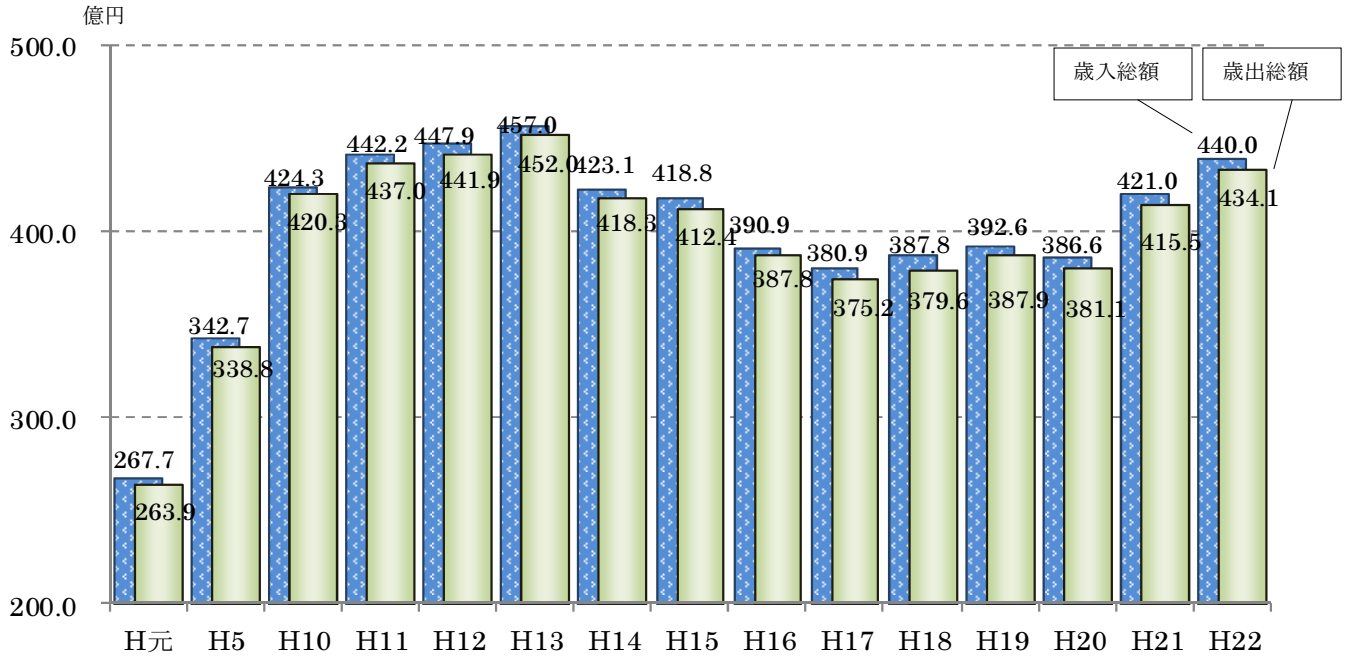
観光客入込み数



(資料：江別市統計書・商工労働課)

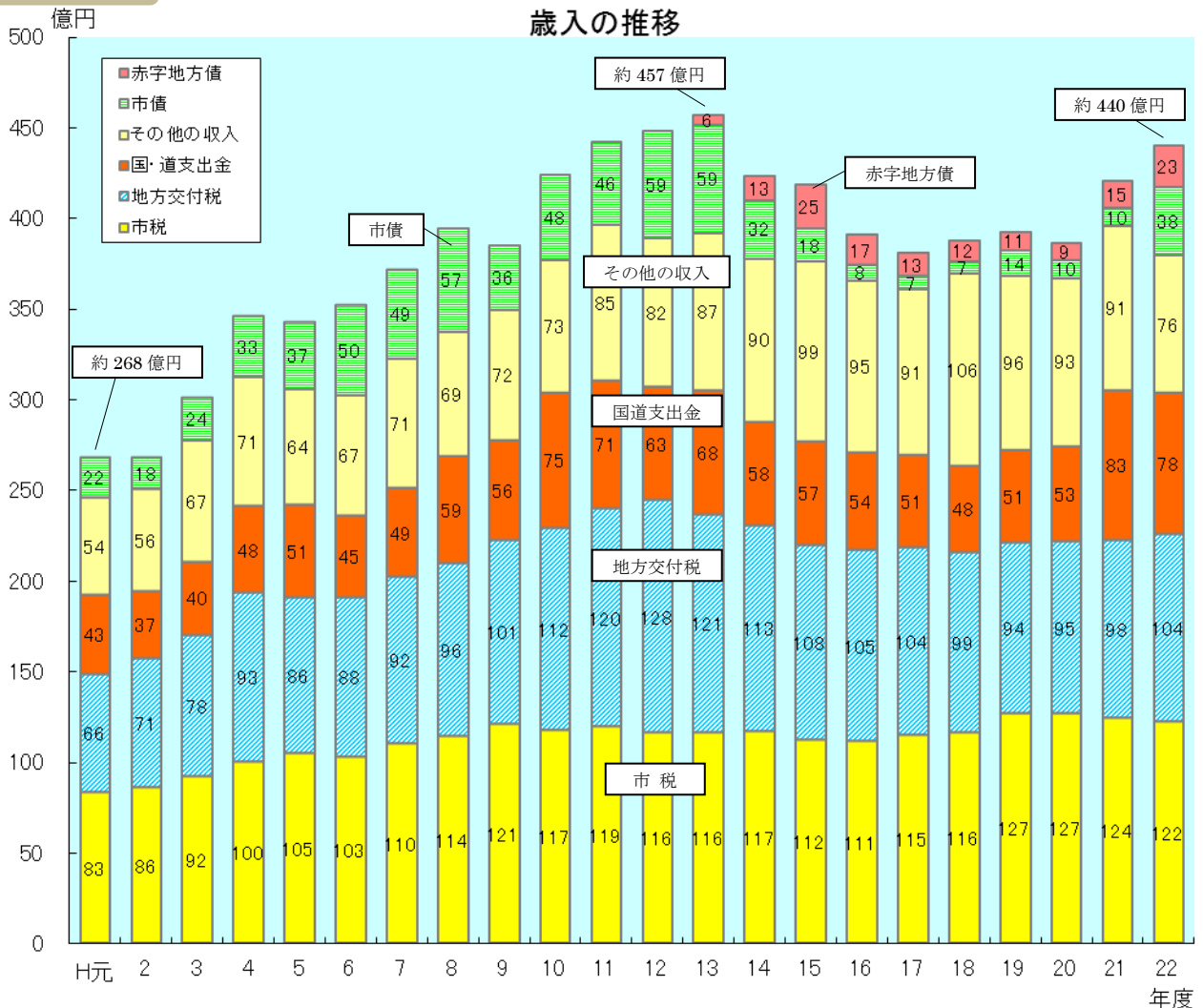
3 財政

財政状況：歳入・歳出の推移



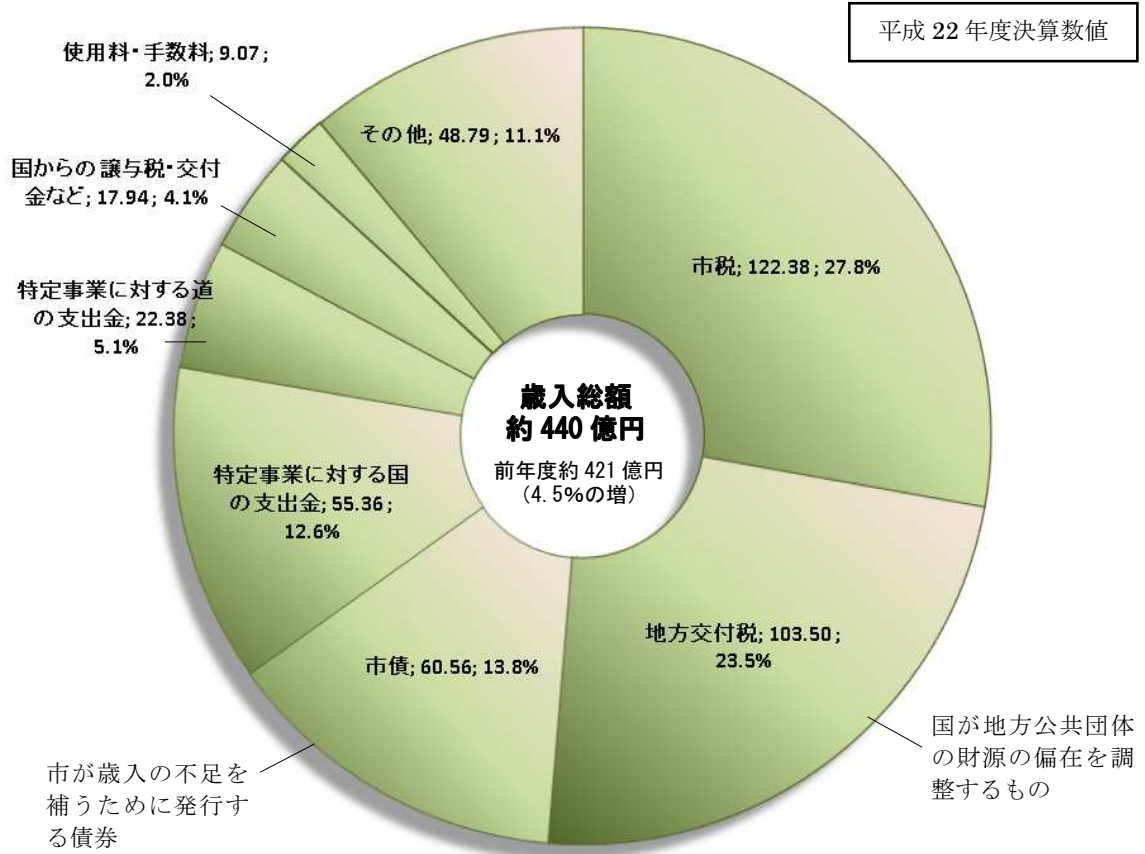
(資料：江別市財政の現状と課題 (財政課))

歳入の推移



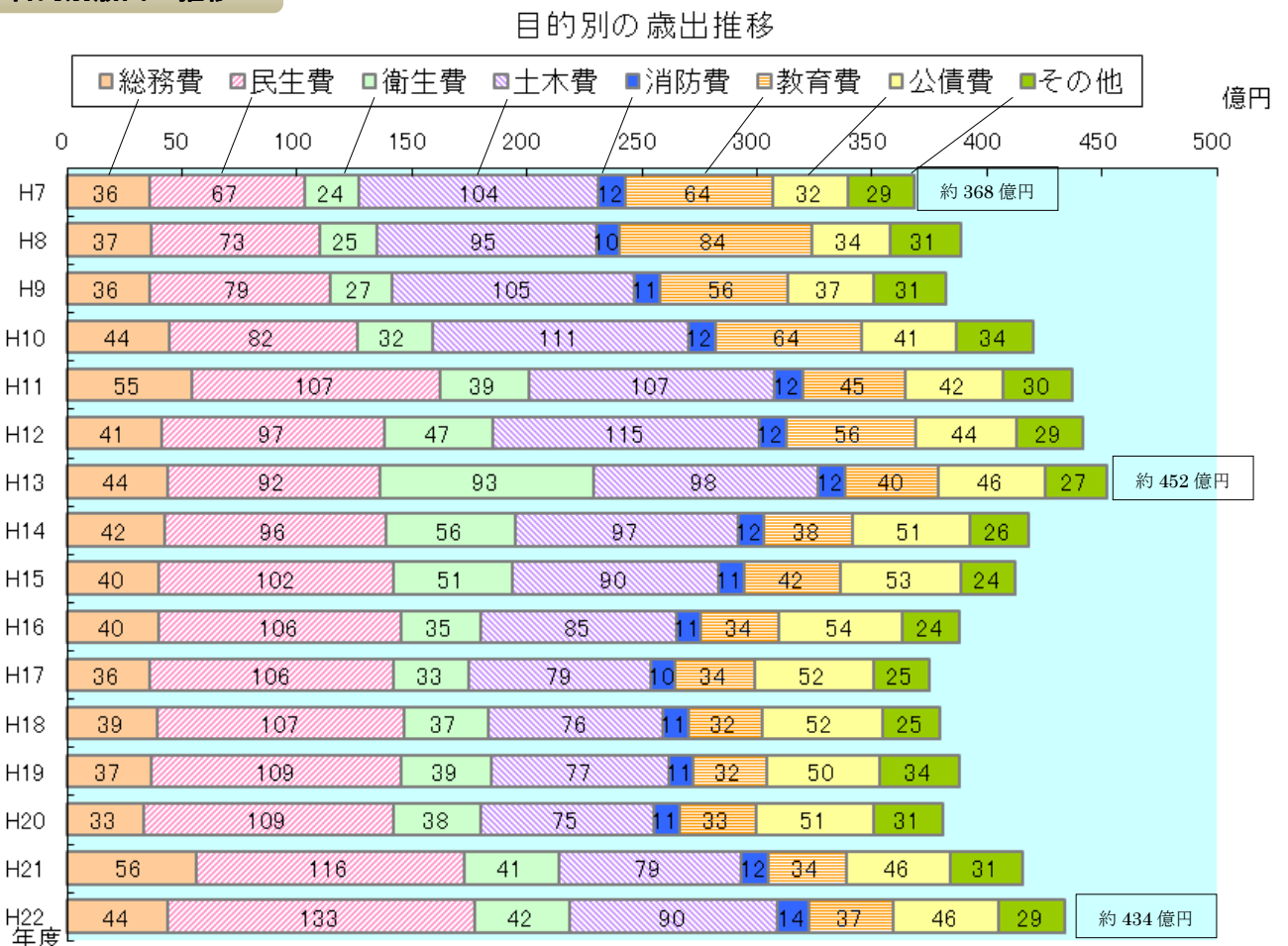
(資料：江別市財政の現状と課題 (財政課))

平成 22 年度一般会計歳入額の内訳



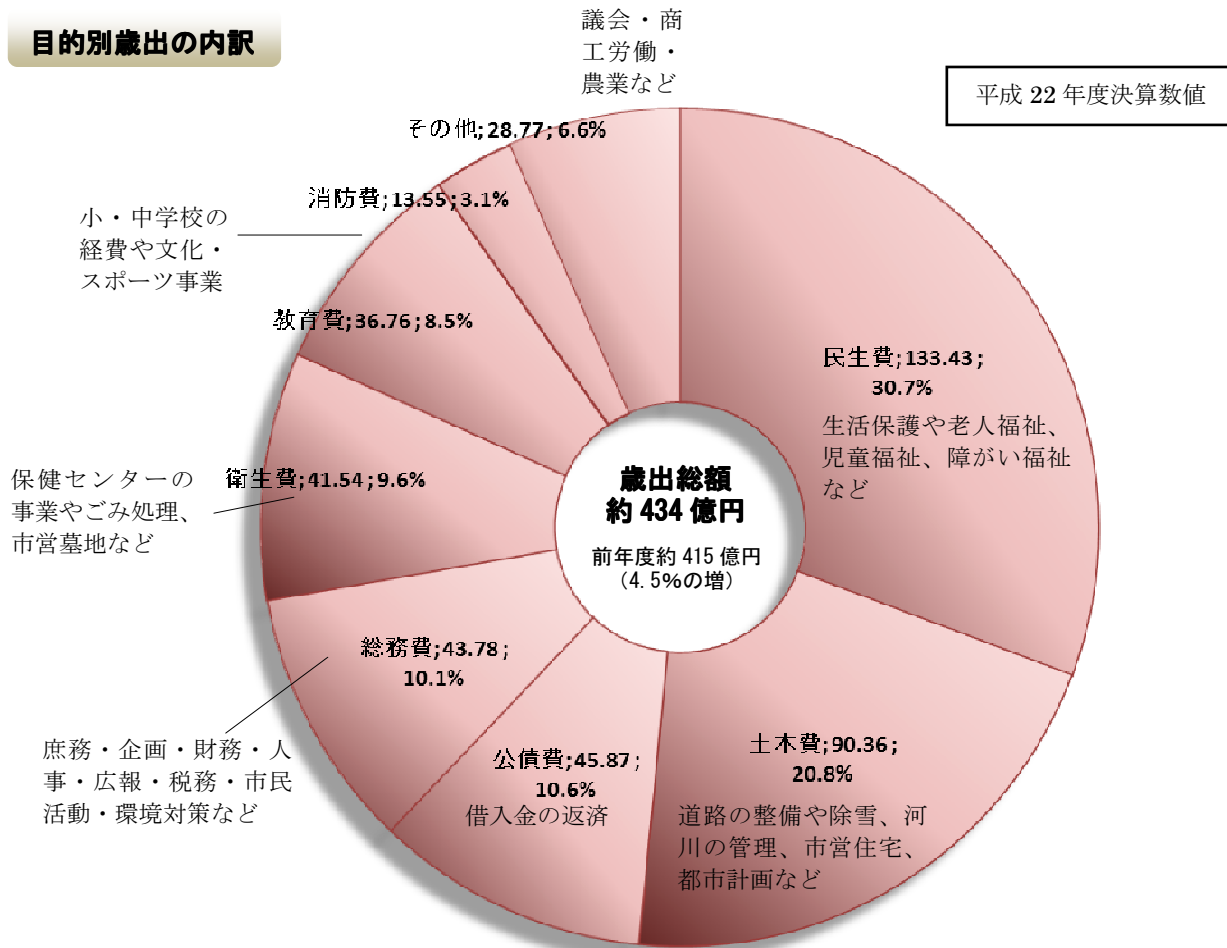
(資料：江別市財政の現状と課題 (財政課))

目的別歳出の推移



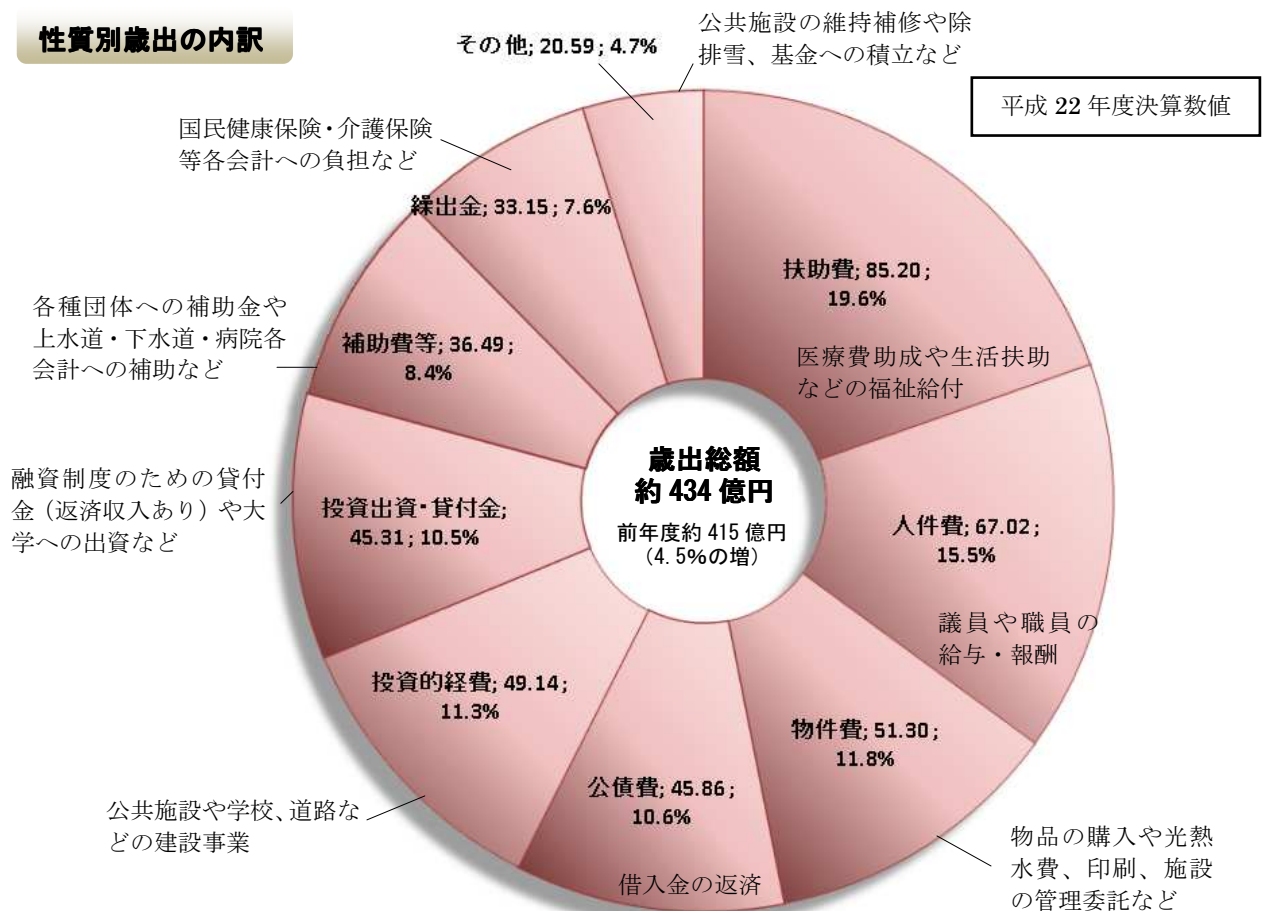
(資料：江別市財政の現状と課題 (財政課))

目的別歳出の内訳



(資料：江別市財政の現状と課題 (財政課))

性質別歳出の内訳



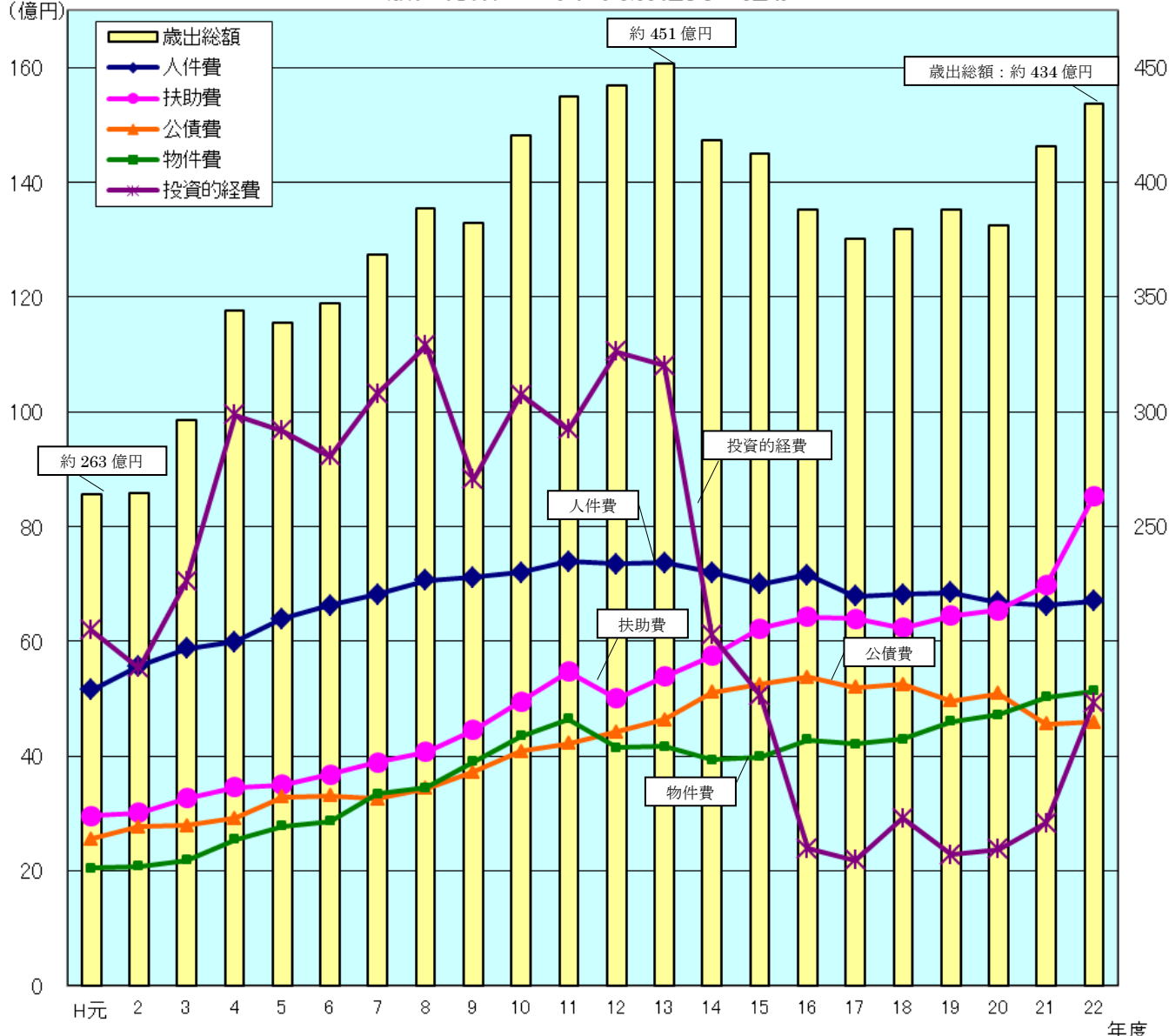
(資料：江別市財政の現状と課題 (財政課))

歳出の推移～人件費・公債費の減少と扶助費の増加

人件費・扶助費・公債費
物件費・投資的経費
(億円)

歳出総額
(億円)

歳出総額と主な性質別経費の推移



◎ 投資的経費は、人口増加に伴う社会基盤の整備（学校や道路など）や、新ごみ処理施設の建設、バブル崩壊後の国の経済政策などにより一時は 100 億円前後の規模となりましたが、平成 14 年度以降は各事業の終了により急激に減少しました。平成 22 年度では土地開発公社の解散に伴う用地等取得に係る経費により大幅に増加しました。

◎ 人件費は、平成 14 年度から減少傾向にあります。（平成 16、19、22 年度は、退職者の増加に対応する臨時経費のため、平成 18 年度は夜間急病センターの一般会計への移行により前年度との比較では一時的に増加しています。）

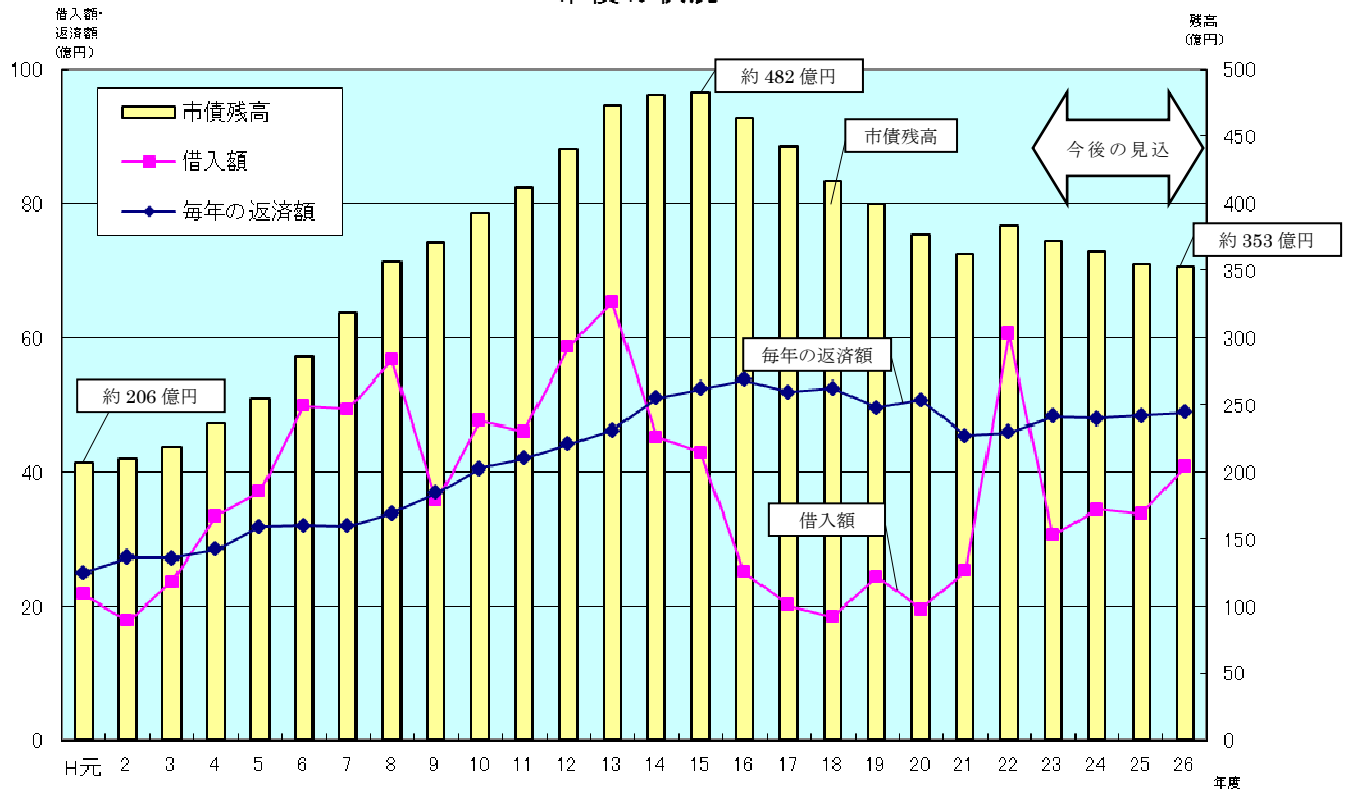
◎ 物件費は、平成 12 年度以降削減に努め、近年はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成 19 年度以降、江別駅前再開発事業や環境クリーンセンター関連経費、景気対策等により増加しました。

◎ 公債費は、平成 16 年まで増加を続け、平成元年と比較すると 2 倍以上の額となるなど、徐々に財政を圧迫していましたが、近年は市債発行の抑制に努めているため、減少しています。

◎ 扶助費は、高齢化等の影響を受け、平成元年と平成 15 年以降を比較すると 2 倍以上に増加しています。その後いったん伸び率が鈍化した後、景気悪化などにより再び増加傾向で推移しています。平成 22 年度までは子ども手当の支給開始により大幅に増加しました。

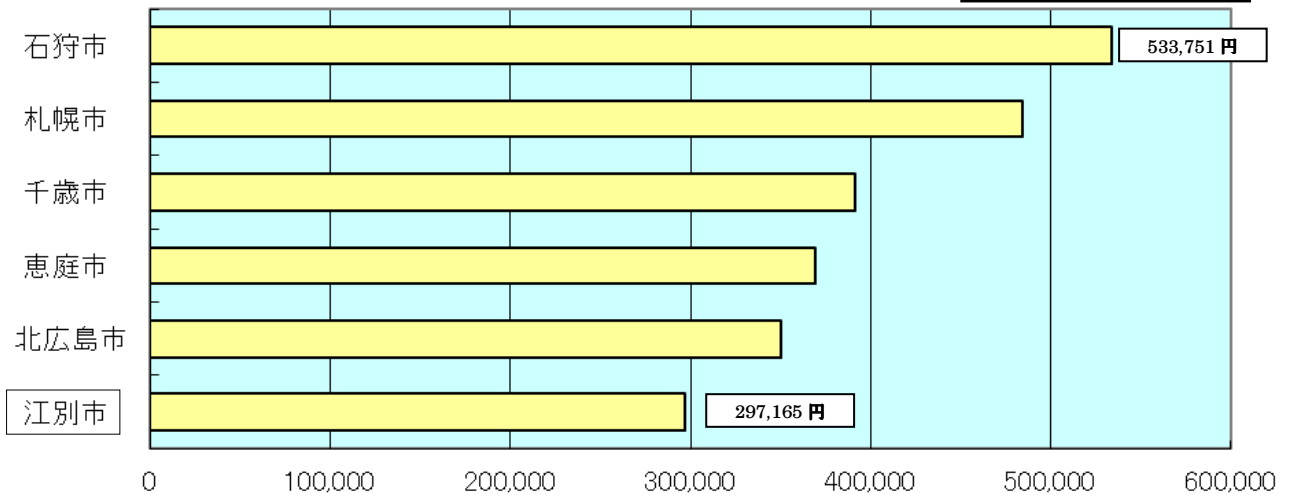
市債の状況～必要な社会基盤整備のために

市債の状況



各市の市債残高(市民1人当たり額)

平成 21 年度決算数値



人口の伸びに伴って、学校や道路の整備、新ごみ処理施設の建設が必要となった結果、市債残高・返済額は大きく増加してきましたが、平成 15～16 年度をピークとして、残高、返済額ともに少しずつ減少しています。（平成 22 年度に土地開発公社解散のための借入れにより残高が増額しましたが、今後再び減少する見込みです。）

また、市債残高を市民 1 人当たりの額で比較すると、石狩管内では最も低くなっています。

ただ、どんどん減少すればよいというものではなく、必要な社会基盤整備を計画的に進めるため、借金返済が過度に財政を圧迫しないようバランスをとりながら、市債発行することは、将来のために必要といえます。

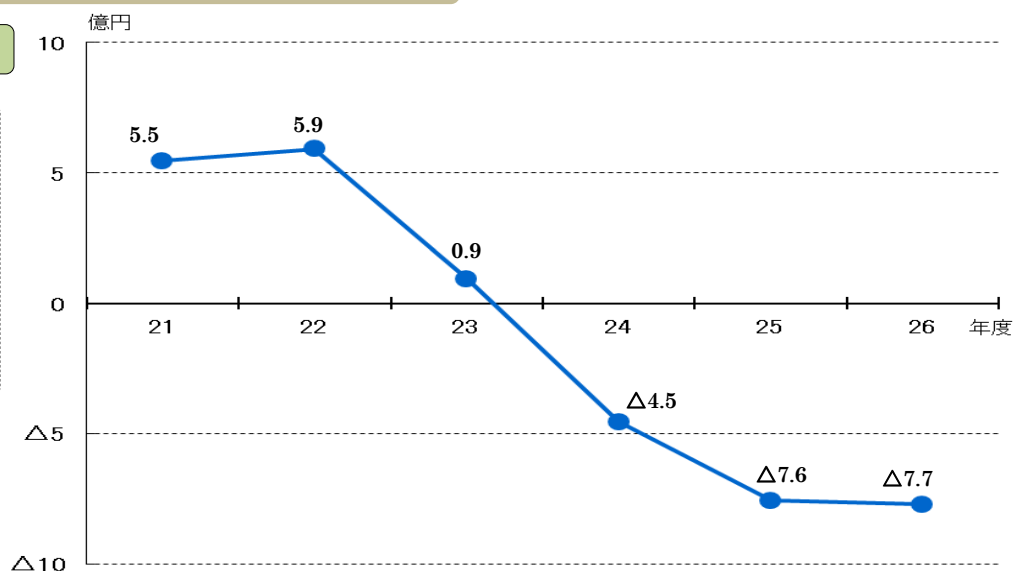
今後は、市街地整備や学校整備のために借入額が増加する見込みですが、毎年の返済額は横ばい程度で推移するよう計画しています。

(資料：江別市財政の現状と課題(財政課))

中期財政見通し（試算）平成 24 年度～平成 26 年度

歳入と歳出の差引額

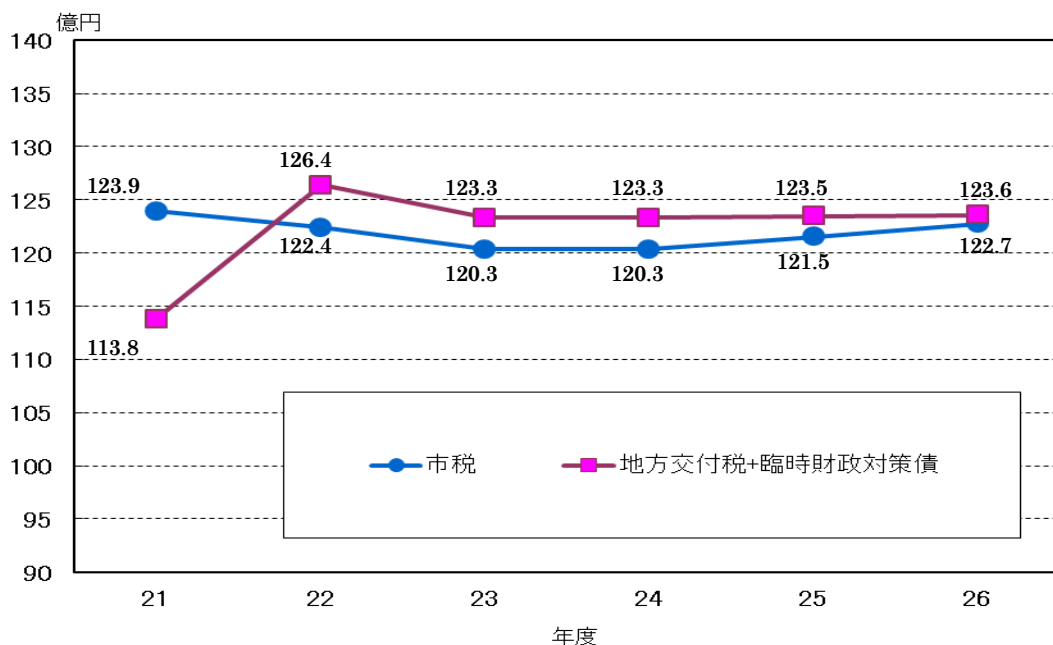
歳出における扶助費や普通建設事業費の増加が今後見込まれますことから、平成 23 年度を境として、全体では 5～8 億円程度の収支不足が見込まれます。



主要歳入の推移

歳入では、景気を持ち直しにより市税が若干の増加、地方交付税と臨時財政対策債をほぼ横ばいで予測しています。

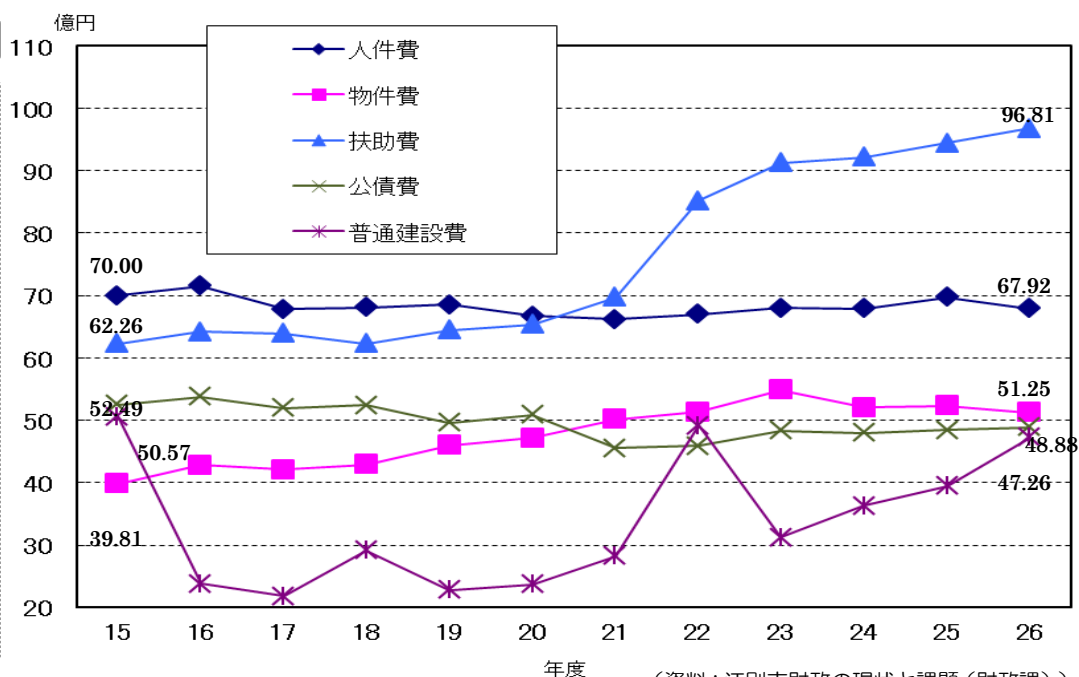
※「臨時財政対策債」：国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。



主要歳出の推移

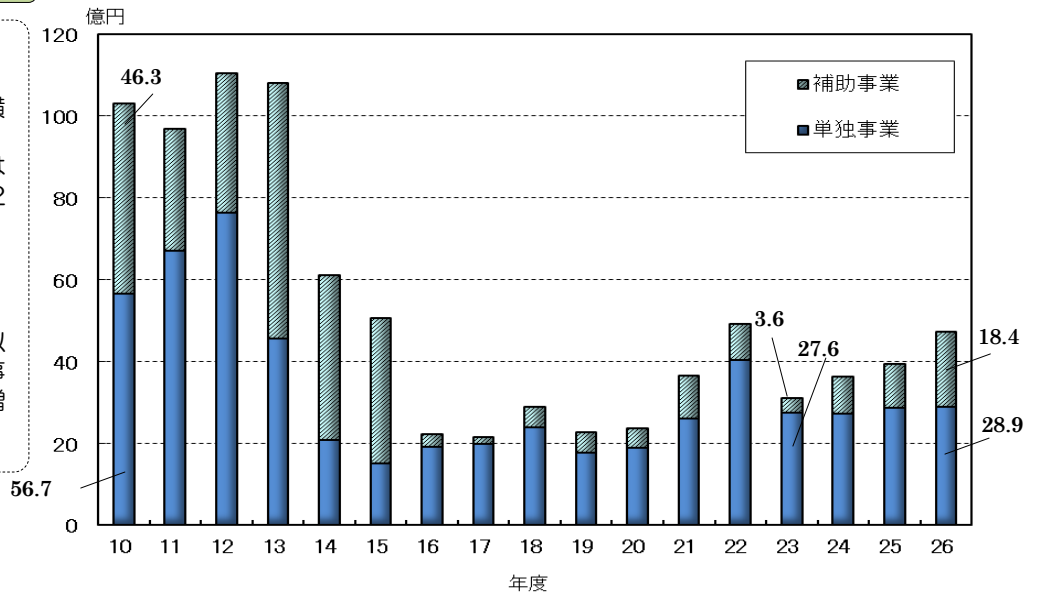
歳出では、扶助費や普通建設事業費の増加が見込まれ、人件費は横ばい、物件費は緊急雇用創出事業等が終了した後は横ばいで見込んでいます。

※扶助費：医療費助成や生活扶助などの福祉給付。
 ※「公債費」：自治体の借金の返済にかかる費用。
 ※「普通建設費」：道路、学校、公園などの公共施設の建設費。



普通建設事業費の推移

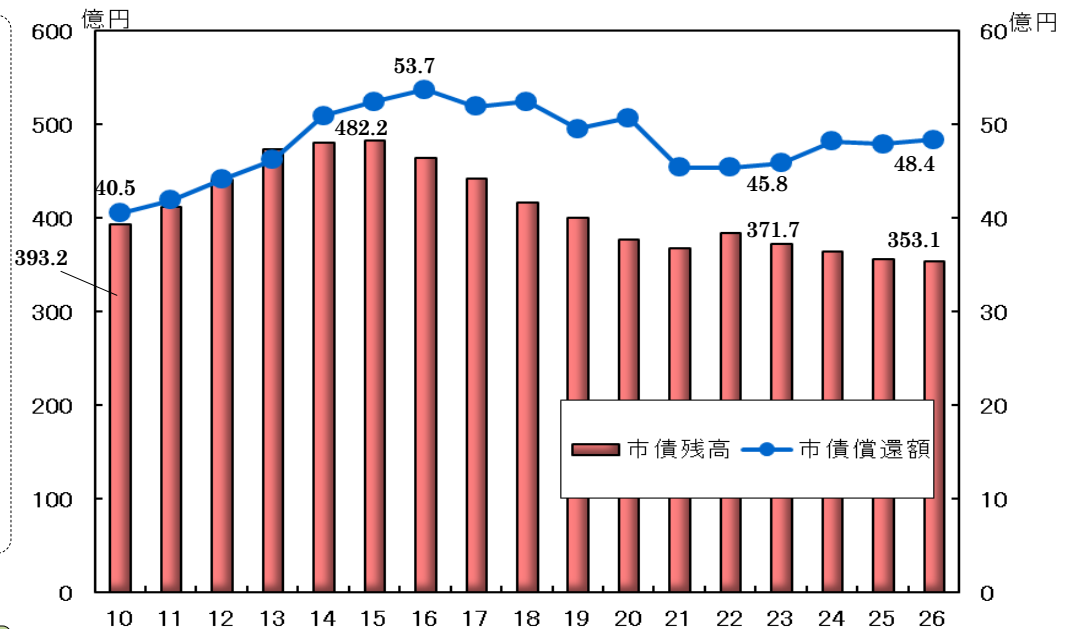
普通建設費は、平成12年度をピークに大幅に減少し、近年ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成21年度には国の経済対策、平成22年度にはこれに加えて土地開発公社の解散に伴う土地の買戻しの影響により大幅増となりました。平成24年度以降は、江別の顔づくり事業、学校整備等に伴う増加を見込んでいます。



市債残高と市債償還額の推移

市債残高は、減少してきましたが、今後、三セク債の償還や顔づくり事業、学校整備等に係る借入増が見込まれ毎年の償還額は、推計で50億円程度となります。

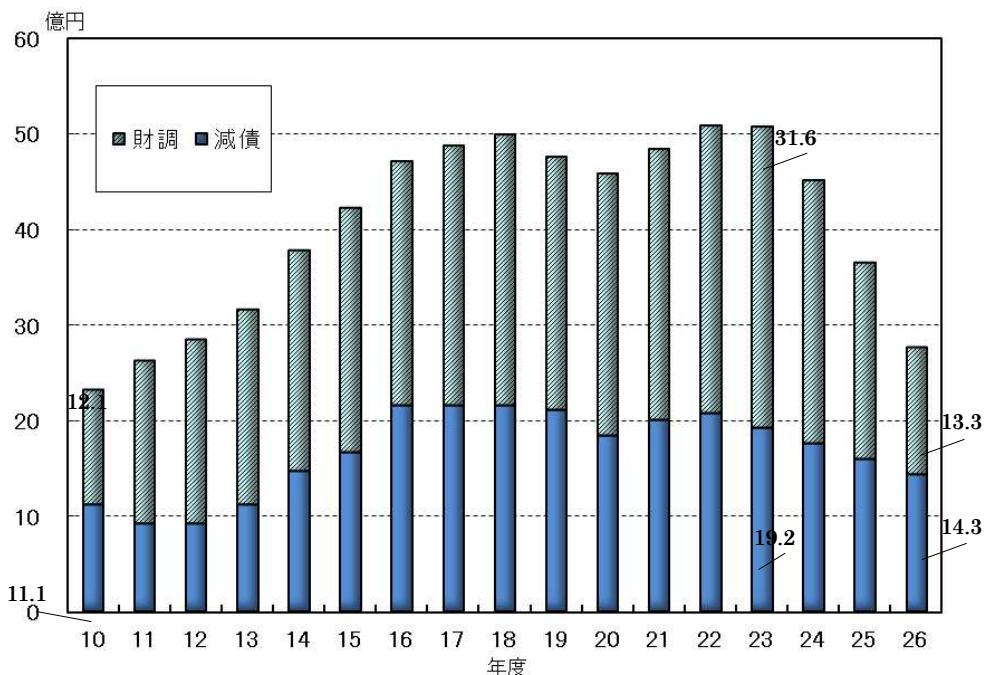
※「三セク債」：経営が著しく悪化した公営企業、第三セクターなどについて廃止や清算する際、国が地方自治体に発行を認める地方債。



基金の残高の推移

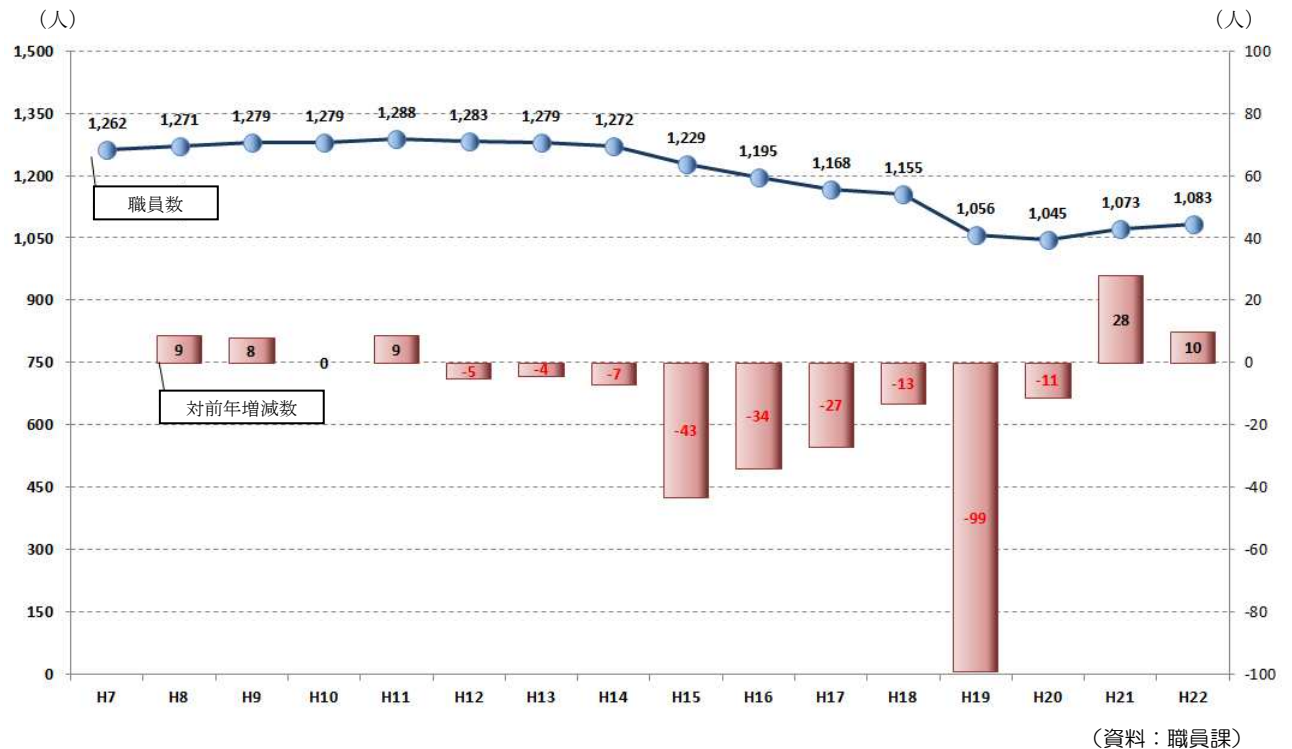
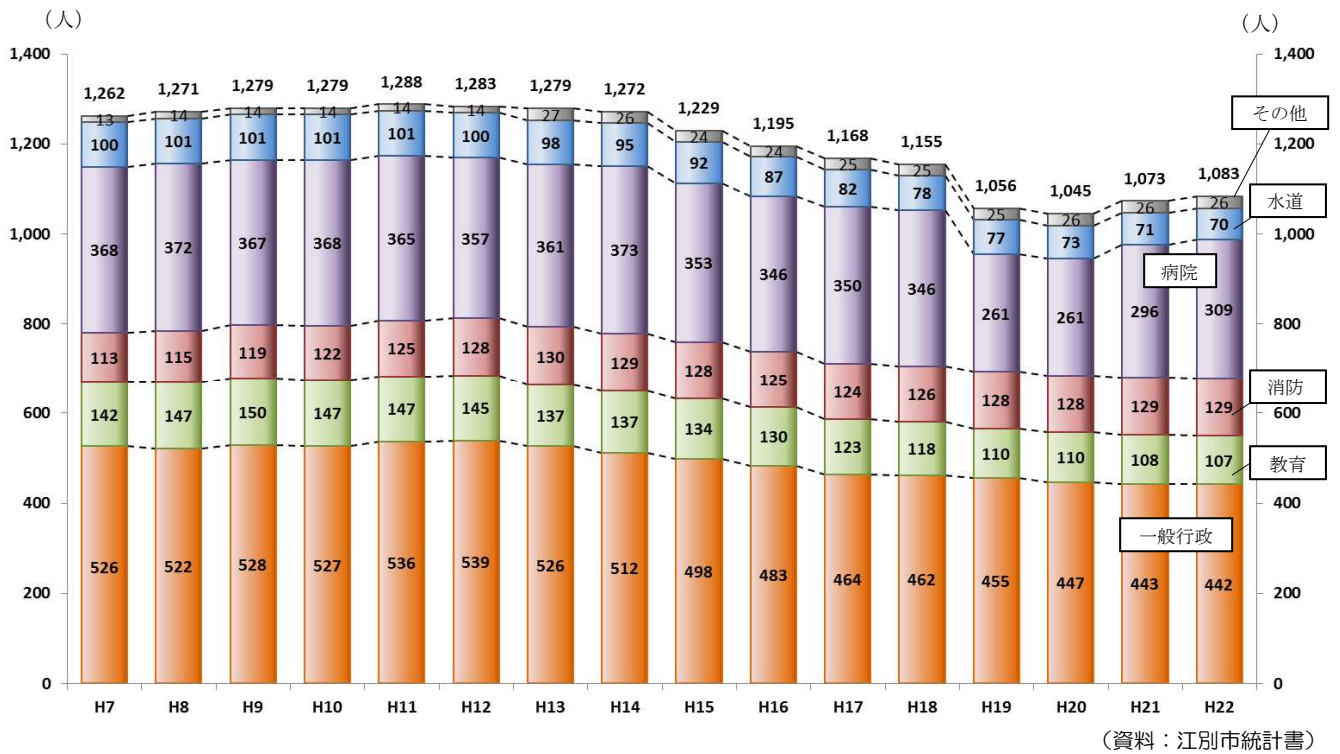
減債基金（公債を漸次償還していくための基金。平成22年度末残高21億）は、平成23年度と同額程度（1.5億）を取り崩していくと、平成26年度末残高見込みは、14億円程度となります。

また、財政調整基金（計画的な財政運営を行うための貯金。平成22年度末30億）は、仮に収支不足分すべてを取り崩して対応する場合、平成26年度末には、13億円まで減少します。



4 江別市の職員

職員数の推移

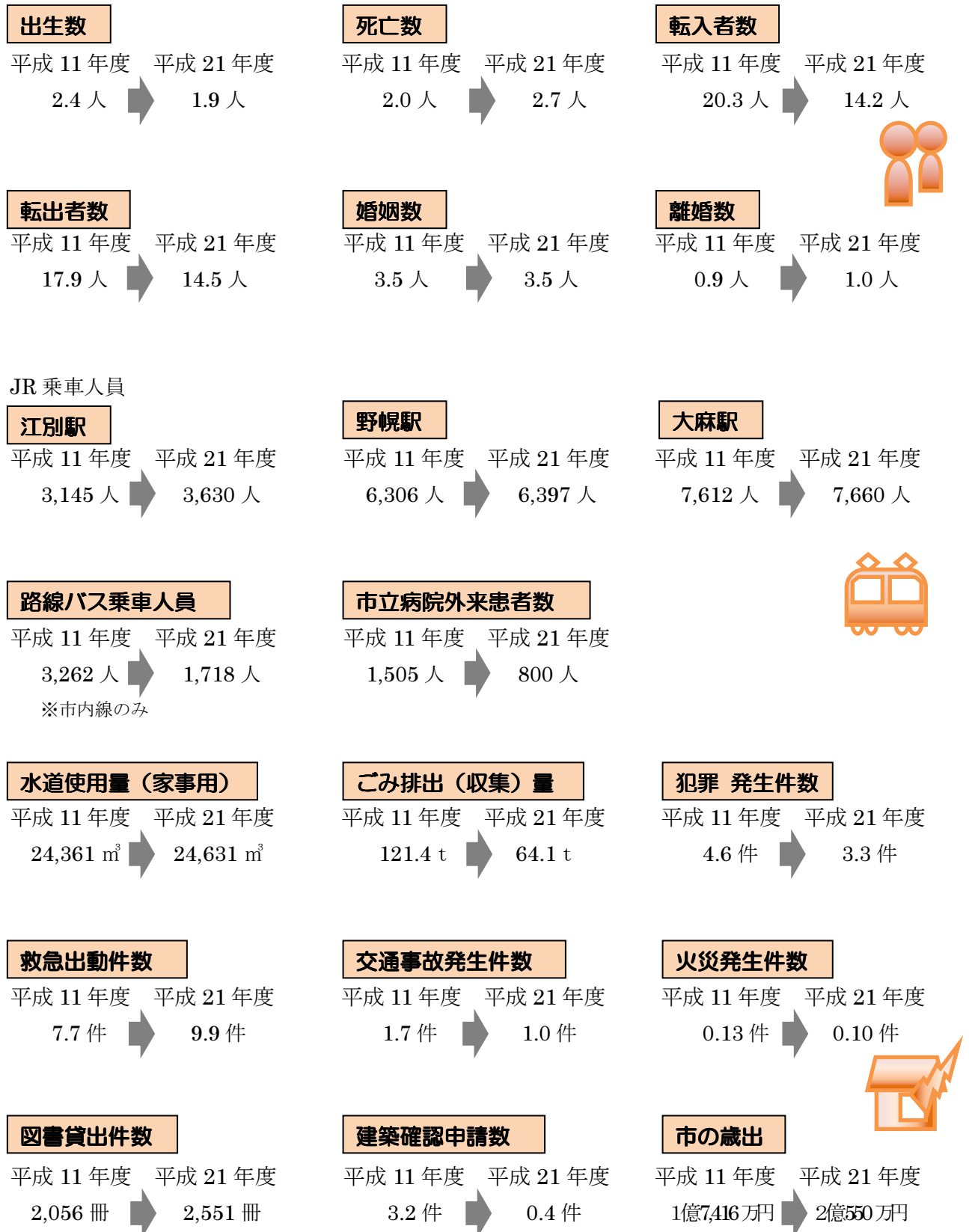


職員数については、定員管理計画のほか、国の集中改革プランに基づく新行政改革推進計画に基づいて、適正な定員管理を行っています。平成16、17年度の職員新規採用の凍結や業務見直し等により、平成17年度を起点として5年間で4.6%削減する目標を達成しています（平成19年度は、医療職の減によります）。

定員管理にあたっては、毎年度実施している職員配置運用計画等により行政需要の把握を行い、事務事業の見直しと効率的な組織体制の構築に努めています。

5 江別市の1日の動き

江別市の1日あたりの数値を項目ごとに平成11年度と平成21年度で比較しています。



（出典：江別市統計書を元に算出）

6 江別市民の暮らし



乗用自動車数

平成 11 年度
1.2 世帯に 1 台

→

平成 21 年度
0.8 世帯に 1 台

図書蔵書数（情報図書館）

平成 11 年度
1 人当り 2.5 冊

→

平成 21 年度
1 人当り 3.3 冊

商品販売額（小売業）

平成 11 年度
1 人約 89 万円

→

平成 19 年度
1 人約 75 万円

大学生

平成 11 年度
市民 9.7 人に 1 人

→

平成 21 年度
市民 9.9 人に 1 人

15 歳未満の子ども

平成 11 年度
市民 6.2 人に 1 人

→

平成 21 年度
市民 7.8 人に 1 人

預貯金額（郵貯を除く）

平成 11 年度
1 人当り 247 万円

→

平成 21 年度
1 人当り 326 万円

市税

平成 11 年度
1 人当り 10 万円

→

平成 21 年度
1 人当り 11 万円

市の予算（一般会計）

平成 11 年度
1 人当り 35.1 万円

→

平成 21 年度
1 人当り 35.4 万円

医師（歯科医師を含む）人数

平成 12 年度
562 人に 1 人

→

平成 20 年度
549 人に 1 人

※隔年の届出のため他と年度が異なります。

小中学校教員

平成 11 年度
児童・生徒 18.1 人に 1 人

→

平成 21 年度
15.1 人に 1 人

公園面積（都市公園）

平成 11 年度
1 人当り 15.88 ㎡

→

平成 21 年度
1 人当り 16.27 ㎡

65 歳以上の高齢者

平成 11 年度
市民 6.8 人に 1 人

→

平成 21 年度
市民 4.6 人に 1 人

電話（住宅用）

平成 11 年度
1 世帯 0.9 台

→

平成 21 年度
1 世帯 0.5 台

水道使用量（家事用）

平成 11 年度
月 1 世帯 15.7 ㎡

→

平成 21 年度
月 1 世帯 14.1 ㎡

市職員

平成 11 年度
市民 94 人に 1 人

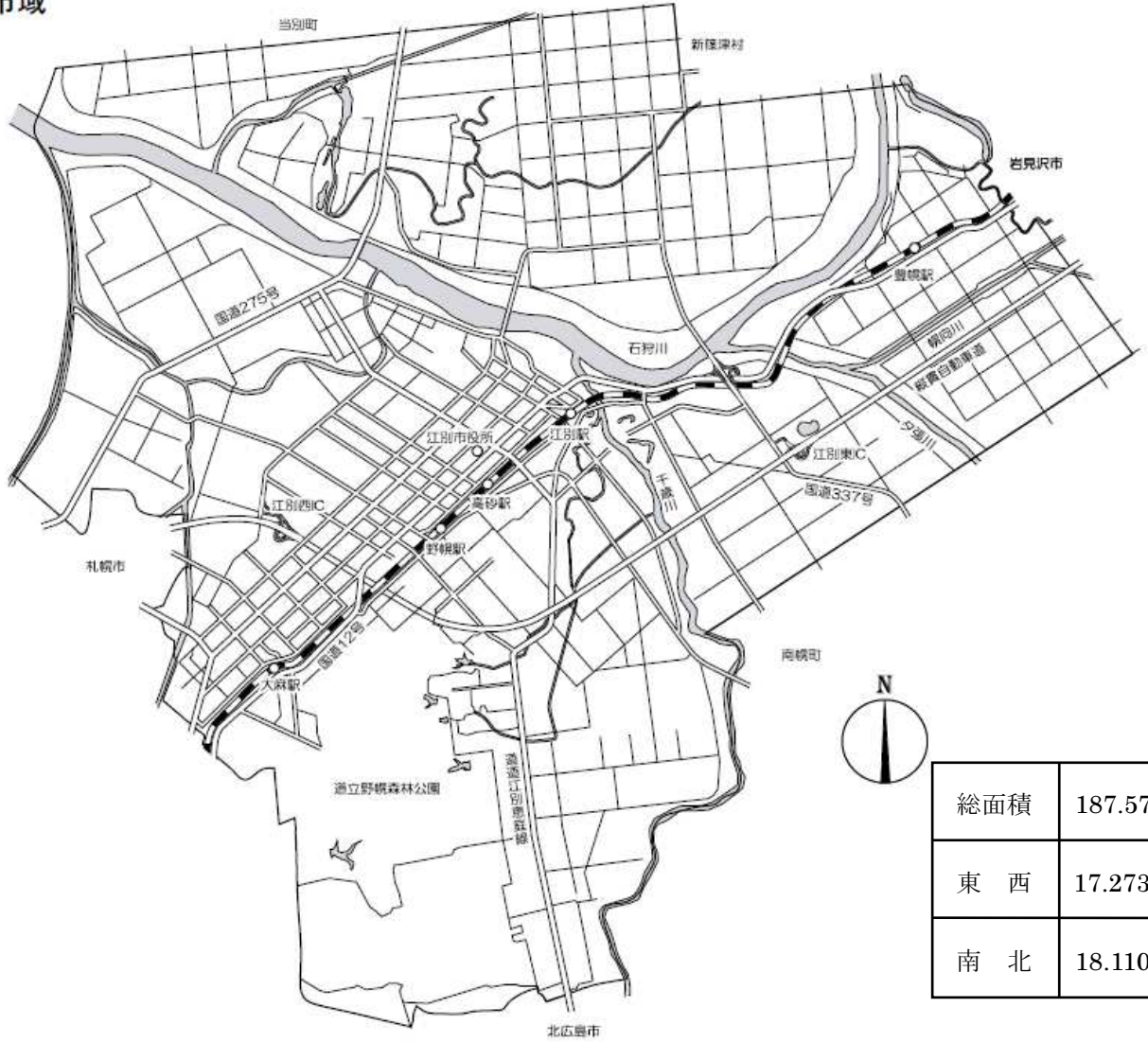
→

平成 21 年度
市民 114 人に 1 人



（資料：江別市統計書を元に算出）

市域

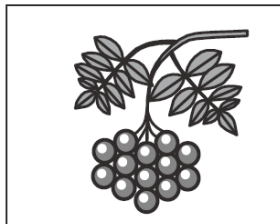


| | |
|-----|------------------------|
| 総面積 | 187.57 km ² |
| 東西 | 17.273 km |
| 南北 | 18.110 km |

●市の木「ナナカマド」

ナナカマドは山地に自生する落葉樹です。「安全」「慎重」「忍耐」を象徴するこの木は、市民憲章にうたわれる健康でたのしい家庭を築き、風雪に耐えたくましく前進する江別市民であることを願い、江別市の木と制定されました。

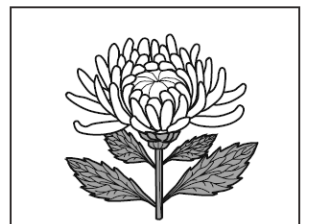
(昭和 46 年 11 月制定)



●市の花「キク」

気品高く優雅に咲き匂うキクは、永久の「平和」と「繁栄」を象徴し、花ことば「誠実」「信用」を持って市民憲章の定める指標が達成されることを誓い、江別市の花と制定されました。

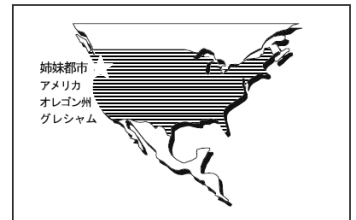
(昭和 46 年 11 月制定)



●姉妹都市「グレシャム市」

アメリカのオレゴン州にあるグレシャム市（人口約 8 万 5,000 人）は、その地理風土が江別市と大変よく似ていることから、姉妹都市提携の調印をしました。近年は、公共交通機関の整備やマイクロエレクトロニクスの大手企業の進出などによりオレゴン州の中では人口が最も急増している都市。現在まで、江別市とは高校生の相互派遣など人と文化の交流を続けています。

(昭和 52 年 5 月 20 日提携調印)



●友好都市「土佐市」

四国高知県の土佐市（人口約 3 万人）とは、異なった気候風土の都市との交流を希望して友好都市の調印を行いました。土佐市は、川、山脈、そして太平洋の海と変化に富んだ自然に恵まれています。特産品には、土佐分旦、ショウガ、キュウリ、ピーマン、メロン、土佐節で知られるかつお節などがあり、ほかに伝統工芸の土佐和紙、またユリは全国有数の産地です。夏の江別市民まつりでもおなじみの「大綱まつり」は、土佐市が本家で、ここでつくられた綱が運ばれて使われています。

(昭和 53 年 7 月 15 日提携調印)

